

有田市事前復興計画

有田市防災会議

目次

第1章	はじめに	1
1.1.	事前復興計画の概要	1
1.2.	背景	2
1.2.1.	巨大地震への危機感	2
1.2.2.	安全・安心なまちづくりを望む市民の声	6
1.2.3.	東日本大震災の経験	7
1.3.	目的	9
1.4.	位置づけ	9
1.5.	平時の対応	10
1.6.	計画の見直し	10
第2章	有田市の現状	11
2.1.	土地の形状・気候	11
2.2.	交通	12
2.3.	市の歴史	13
2.4.	人口と産業等	14
2.4.1.	人口	14
2.4.2.	産業	16
2.4.3.	生涯学習に係る取り組み	19
2.5.	土地利用と都市構造	20
2.5.1.	都市計画区域	20
2.5.2.	都市計画道路	21
2.5.3.	緊急輸送道路	22
2.5.4.	法規制	23
2.6.	地震・津波の被害想定	26
2.6.1.	想定される地震	26
2.6.2.	揺れによる被害	27
2.6.3.	津波による被害	27
第3章	地域別の課題分析	29
第4章	基本的な方針	34
4.1.	箕島地域	40
4.2.	初島・港地域	41
4.3.	宮崎地域	42
4.4.	保田地域	44

第1章 はじめに

本章では、有田市事前復興計画の概要、計画策定に至った背景・目的、上位計画等
に示されたまちづくりの将来像との整合性等を整理しています。

1.1. 事前復興計画の概要

「有田市事前復興計画」は、発災後にいち早く復興に取り組めるように発災前から復興
まちづくりに向けた基本的な方針やあらかじめ取り組むべきことを定めるとともに、現在
のまちが有している課題の解決策を検討した計画です。

●事前復興の定義

「事前復興」の考え方は、1995年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、専門家の
間で生まれました。同年7月に全面改訂された国の防災基本計画に初めて「事前復興」と
いう表現が使用されました。その後、明治大学中林一樹特任教授（当時は首都大学東京教
授）により、以下のように定義されました。

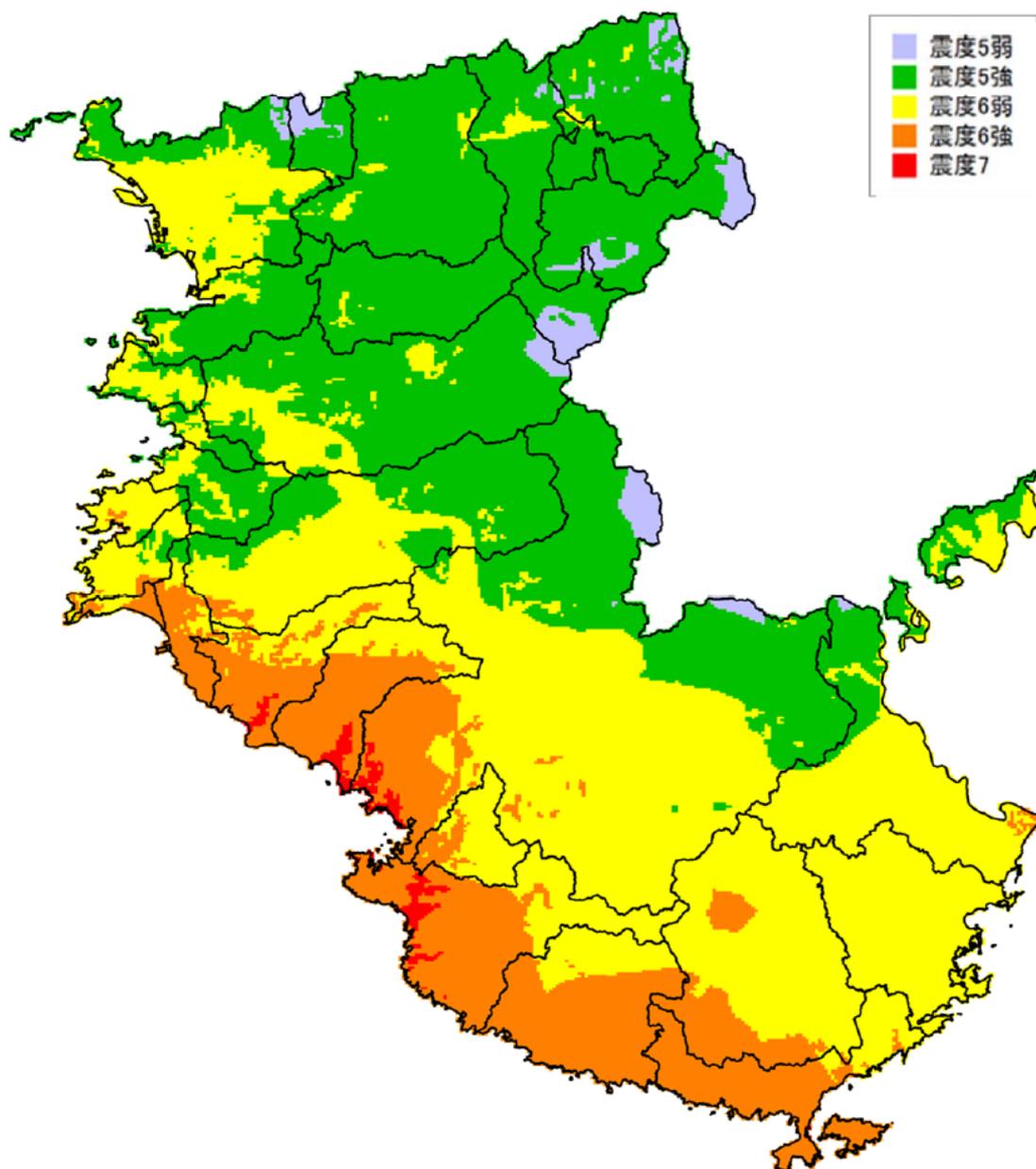
- ①被災後に進める復興対策の手順や進め方を事前に講じておく
- ②復興における将来目標像を事前に検討し共有しておく
- ③被災後の復興事業の困難さを考えると、事前に復興まちづくりを実現し、災害に強い
まちにしておくことこそ、究極の事前復興計画である。

※和歌山県では「復興計画事前策定の手引き」（平成30年2月）を策定し、来る大規模
災害からの復興に備えておくため、想定される被害やまちの特性、課題を把握し、現
在のまちが持っている課題を解消しつつ災害に強いまちを実現できるよう、復興まち
づくりに向けた基本的な方針やあらかじめ取り組むべきことを検討するとしていま
す。

1.2. 背景

1.2.1. 巨大地震への危機感

平成 26 年に和歌山県が公表した「和歌山県地震被害想定調査報告書」では、3 連動地震において、有田市は、県内で建物全壊率が 4%と県平均（12%）に比べて低いものの、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、本市において死傷者約 4,260人、揺れ及び津波により全壊する建物が約 5,400 棟などの被害が想定されており、大規模災害時の復興事業はこれまで経験したことがないような大規模かつ複合的なものとなるため、復興に関する事前の取組が必要となっています。



(出典：和歌山県地震被害想定調査報告書平成 26 年 3 月)

図 1.1 3 連動地震における震度予測図

建物被害の予測結果 3連動地震 冬18時 風速8m

市町村	総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率	津波による全壊棟数	津波による全壊率	焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計*	半壊棟数合計	全壊率*	半壊率
和歌山市	148,500	6弱	5,200	4%	1,300	1%	940	1%	7,300	36,900	5%	25%
海南市	30,400	6弱	750	3%	5,100	17%	5	0%	5,800	4,900	20%	17%
紀美野町	8,100	6弱	15	0%	0	0%	0	0%	15	170	0%	3%
紀の川市	35,700	6弱	60	0%	0	0%	2	0%	62	720	0%	3%
岩出市	19,000	6弱	11	0%	0	0%	2	0%	12	160	0%	1%
橋本市	26,400	6弱	24	0%	0	0%	2	0%	26	310	0%	2%
かつらぎ町	10,300	6弱	13	0%	0	0%	1	0%	14	180	0%	2%
九度山町	2,500	6弱	5	0%	0	0%	0	0%	5	42	0%	2%
高野町	2,900	5強	7	0%	0	0%	0	0%	7	26	0%	1%
有田市	13,700	6弱	370	3%	41	0%	4	0%	420	2,800	4%	21%
湯浅町	6,400	6弱	180	3%	610	10%	2	0%	780	2,200	13%	34%
広川町	4,500	6弱	31	1%	530	12%	1	0%	560	1,100	13%	24%
有田川町	16,600	6弱	64	0%	0	0%	3	0%	66	790	0%	5%
御坊市	12,900	6強	1,800	14%	400	4%	980	8%	3,200	3,300	25%	26%
美浜町	4,500	6強	1,100	24%	220	5%	69	2%	1,400	1,300	30%	29%
日高町	3,800	6強	79	3%	330	9%	3	0%	420	490	12%	14%
由良町	4,100	6強	200	5%	1,100	27%	5	0%	1,300	850	32%	21%
印南町	8,100	7	1,400	17%	420	6%	64	1%	1,900	2,000	23%	25%
みなべ町	8,100	7	2,400	29%	72	1%	190	3%	2,600	2,100	32%	26%
日高川町	7,000	6強	210	3%	0	0%	4	0%	210	990	3%	15%
田辺市	54,900	7	10,000	19%	2,600	5%	4,200	8%	16,700	8,600	31%	16%
白浜町	13,800	7	3,300	24%	730	6%	130	1%	4,100	3,500	30%	25%
上富田町	7,600	7	630	9%	0	0%	25	0%	650	1,700	9%	22%
すさみ町	3,600	6強	830	24%	150	5%	22	1%	1,000	1,200	29%	34%
新宮市	17,100	6強	1,300	8%	140	1%	400	3%	1,800	3,700	11%	22%
那智勝浦町	10,200	6弱	300	3%	2,500	25%	3	0%	2,800	3,300	28%	32%
太地町	1,800	6弱	54	3%	250	14%	0	0%	310	650	17%	36%
古座川町	2,800	6強	310	12%	11	0%	11	0%	330	860	12%	31%
北山村	460	6弱	10	3%	0	0%	0	0%	10	76	3%	17%
串本町	13,300	7	3,000	23%	2,100	16%	430	4%	5,500	4,100	42%	31%
全 県	497,800	7	33,000	7%	18,400	4%	7,500	2%	58,700	88,300	12%	18%

※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数
予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

*全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

(出典：和歌山県地震被害想定調査報告書平成26年3月)

図 1.2 3連動地震における建物被害予測結果

人的被害の予測結果 南海トラフ巨大地震 冬18時 風速8m (津波避難条件: 早期避難しない)

市町村	人口	人的被害の合計				建物倒壊(震動)による被害		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	閉込者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
和歌山市	375,300	18,100	4,800	13,600	480	1,600	2,500	9,200
海南市	54,000	4,000	420	1,500	61	230	310	1,300
紀美野町	10,200	10	14	170	6	9	13	170
紀の川市	64,100	53	82	800	34	52	80	800
岩出市	49,800	37	62	560	25	36	60	560
橋本市	63,200	24	36	470	15	23	35	470
かつらぎ町	18,100	13	18	210	8	12	17	210
九度山町	4,700	4	5	55	2	3	5	54
高野町	4,100	3	3	35	1	2	3	34
有田市	30,100	2,200	560	1,500	55	170	310	930
湯浅町	13,300	2,200	230	560	16	94	110	350
広川町	7,500	1,200	110	280	6	30	36	160
有田川町	26,900	38	55	490	23	36	53	490
御坊市	27,200	6,900	580	1,300	25	160	180	550
美浜町	7,700	3,700	220	430	7	92	70	150
日高町	7,000	380	72	260	16	39	53	220
由良町	6,400	980	120	280	15	70	86	230
印南町	8,400	1,300	92	310	16	45	53	240
みなべ町	13,700	3,900	230	600	23	78	78	320
日高川町	10,300	39	54	330	23	37	53	320
田辺市	79,500	15,600	930	2,600	67	360	350	1,500
白浜町	22,700	5,300	390	1,000	29	110	120	470
上富田町	14,600	62	88	440	37	60	87	440
すさみ町	4,700	1,700	73	210	10	39	36	140
新宮市	32,500	1,100	160	770	35	62	89	630
那智勝浦町	16,800	11,700	92	250	6	33	14	110
太地町	3,100	2,000	10	38	2	7	3	26
古座川町	3,100	230	46	160	11	22	28	130
北山村	500	5	6	30	3	5	6	30
串本町	18,300	8,200	350	840	41	220	170	500
全県	996,500	90,400	9,800	29,800	1,100	3,700	5,000	20,500

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

(出典：和歌山県地震被害想定調査報告書平成26年3月)

図 1.3 南海トラフ巨大地震における人的被害予測結果

建物被害の予測結果 南海トラフ巨大地震 冬18時 風速8m

市町村	総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率	津波による全壊棟数	津波による全壊率	焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計*	半壊棟数合計	全壊率*	半壊率
和歌山市	148,500	7	32,000	22%	10,000	7%	13,300	9%	55,200	42,600	38%	29%
海南市	30,400	7	5,400	18%	5,800	20%	590	2%	11,700	5,500	39%	19%
紀美野町	8,100	6強	270	4%	0	0%	2	0%	270	1,500	4%	18%
紀の川市	35,700	6強	1,200	4%	0	0%	64	0%	1,300	4,900	4%	14%
岩出市	19,000	6強	600	4%	0	0%	89	0%	690	2,300	4%	12%
橋本市	26,400	6強	440	2%	0	0%	8	0%	450	2,500	2%	10%
かつらぎ町	10,300	6強	260	3%	0	0%	3	0%	260	1,300	3%	13%
九度山町	2,500	6強	67	3%	0	0%	1	0%	68	330	3%	14%
高野町	2,900	6弱	65	3%	0	0%	1	0%	65	350	3%	12%
有田市	13,700	7	3,700	27%	750	6%	970	8%	5,400	3,600	40%	26%
湯浅町	6,400	6強	1,800	28%	2,200	35%	110	2%	4,100	970	64%	16%
広川町	4,500	7	530	12%	1,800	40%	6	0%	2,400	650	52%	15%
有田川町	16,600	6強	880	6%	0	0%	15	0%	890	3,200	6%	19%
御坊市	12,900	7	3,700	29%	3,500	27%	280	3%	7,400	2,700	58%	21%
美浜町	4,500	7	2,000	45%	1,400	31%	79	2%	3,500	730	77%	17%
日高町	3,800	7	740	20%	580	16%	10	0%	1,400	650	36%	18%
由良町	4,100	7	1,500	36%	1,200	30%	16	0%	2,700	600	66%	15%
印南町	8,100	6強	1,400	18%	1,900	24%	16	0%	3,300	1,400	41%	18%
みなべ町	8,100	7	2,000	24%	2,100	26%	71	1%	4,100	1,700	50%	21%
日高川町	7,000	6強	920	14%	0	0%	12	0%	930	1,700	14%	24%
田辺市	54,900	7	10,100	19%	11,600	22%	630	2%	22,300	8,200	41%	15%
白浜町	13,800	7	2,800	21%	3,500	26%	61	0%	6,400	2,900	46%	21%
上富田町	7,600	7	1,300	17%	0	0%	32	0%	1,400	1,900	18%	25%
すさみ町	3,600	7	1,200	34%	760	22%	13	0%	2,000	830	55%	24%
新宮市	17,100	6強	1,900	11%	350	3%	900	6%	3,200	4,200	19%	25%
那智勝浦町	10,200	6強	970	10%	5,300	53%	26	0%	6,300	1,500	63%	15%
太地町	1,800	6強	170	10%	1,100	57%	3	0%	1,200	180	67%	10%
古座川町	2,800	7	840	31%	33	2%	25	1%	900	820	33%	30%
北山村	460	6強	140	31%	0	0%	3	0%	140	170	31%	37%
串本町	13,300	7	6,500	49%	2,700	21%	590	5%	9,800	1,900	74%	15%
全 県	497,800	7	84,700	18%	56,100	12%	17,900	4%	158,700	100,800	32%	21%

※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数
予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

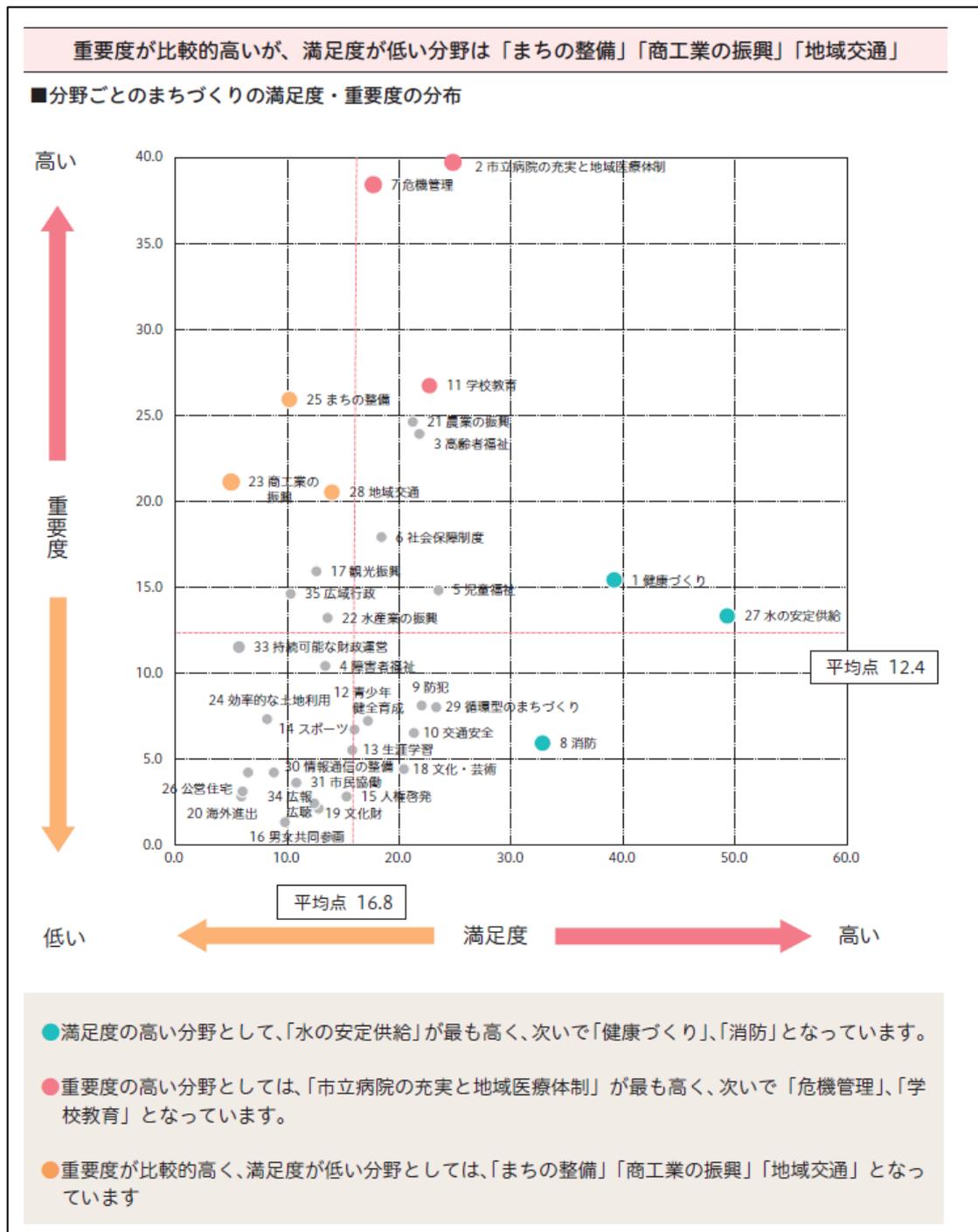
*全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

(出典：和歌山県地震被害想定調査報告書平成26年3月)

図 1.4 南海トラフ巨大地震における建物被害予測結果

1.2.2. 安全・安心なまちづくりを望む市民の声

「第5次有田市長期総合計画」の市民満足度の結果として、重要度が比較的高く、満足度が低い分野として、「まちの整備」が挙げられており、災害に対する備えという観点では「危機管理」も重要度の高い分野として挙げられています。この結果から、市民からも災害に強いまちづくりへの取り組みが求められています。



(出典：第5次有田市長期総合計画)

図 1.5 分野ごとの街づくりの満足度・重要度の分布

1.2.3. 東日本大震災の経験

東日本大震災では、大規模な被災により混乱している中で、復興まちづくりの計画を策定することは、困難を極める作業であったことが報告されています。行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、住民合意の形成を図ることが必要ですが、様々な課題が発生して、速やかな計画策定が困難となることが想定されます。そのため、復興計画を事前に策定することが求められています。

表 1-1 東日本大震災からの市町村における復興まちづくりの特徴 (1/2)

項目	概要
広範囲の沿岸地域での被災に伴う、高台移転等、新たな都市構造・土地利用の検討	<ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくりに際して、津波により沿岸地域の市街地や集落部の多くが壊滅的に被災したため、今後の災害リスクへの対応を踏まえ、津波被災地域全域において、住宅の高台移転とともに、現地復興では、低地の嵩上げ等の新たな都市構造・土地利用の検討が必要になり、多大な時間と人手を要した。
人口減少等、被災前の地域課題に対応した復興まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 南三陸町の震災復興計画では、平成 19 年 3 月に策定した総合計画におけるまちの将来像「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興を基本理念とし、単に震災前の状態に回復するだけでなく、成熟社会を取り巻く諸課題に対応した新たな復興まちづくりを進めることとした。 宮城県山元町では、被災前から抱えていた「人口減少」、「少子高齢化」、「にぎわいの創出」の課題解決と「復興」を実現するために、津波被災区域内の分散する集落に災害危険区域を指定し、新駅周辺に移転して新市街地を形成し、2核の都市構造の復興まちづくりを進めている。
多岐にわたる利害関係者、時間とともに変化する住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 広範囲での被災であったため居住者の住宅再建意向はもとより、漁業や農業をはじめとする産業従事者の意向把握と合意形成が必要になった。 復興まちづくりに関する住民の意向は、住宅再建に関する経済的負担、津波災害リスクの懸念、生業の再編への不安、基盤整備、復興事業の遅れ、広域避難した被災者の帰還意欲の低下等の理由から、時間の経過とともに変化していた。
官公署の被災等による基礎データの不足	<ul style="list-style-type: none"> 基礎データに関する課題として、「津波により官公署が被災し、戸籍や住民基本台帳データが水没したこと」、「時間が限られている中で必要最低限の調査を行い、その後、補足調査、再調査が行われたこと」、「公共用地等の測量データが更新されていなかったため、現場と異なり、部分的に再度、測量することになったこと」等が挙げられ、被災者の生活再建、復興の遅れに影響が生じた。 津波被災地において、地籍調査を事前に実施していた市町村では、用地調査期間を大幅に短縮することができたが、地籍調査が未実施であった市町村では、区画の確定や権利調査に遅れが生じ、事業計画の策定やその後の事業実施に大幅な支障が生じた地区があった。

(出典：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン平成 30 年 7 月)

表 1-2 東日本大震災からの市町村における復興まちづくりの特徴 (2/2)

項目	概要
平坦地が少ない地域での仮設住宅用地の確保と、応急借上げ住宅による被災者の分散	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅用地の選定は、公園等の公共用地が被災した上に、地形的に利用可能な平坦地が少ない市町村が多かったことから、時間を要した。その結果、被災住民が一時避難先に長期間、留まらざるを得ない状況を生んだ。 本設の復興市街地として望ましい用地が仮設住宅用地等として利用されたため本格復興の用地選定に時間を要した地区が見られた。 仮住まいを迅速に提供するために、応急借上げ住宅が大量に供給されたが、被災者が分散し、被災元の市町村からの情報提供も容易でなく、コミュニティの崩壊の一因となった。
復興に対応できる技術職の不足、大学等との連携、地方公共団体職員による復興支援	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模の小さい市町村が被災したことから復興まちづくりを担う技術職の職員が少なく、復興まちづくりは、阪神・淡路大震災等の復興まちづくりを経験した職員等の支援、県による説明会・勉強会の開催、復興手順の各段階での協議調整を行いながら進められた。 多くの市町村では、有識者や大学と連携して、復興計画の策定が進められた。有識者の中には、復興計画の策定委員として、市町村の中長期的な復興計画の検討を支援し、加えて住民との合意形成のファシリテーター役を担った事例もある。
各市町村での復興体制・復興計画の策定体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村に震災復興本部が設置された。震災復興本部の事務局として復興まちづくりの総括・調整を行う新たな部署や組織を立ち上げ、企画、都市計画、財政部署の職員を配置し、計画策定から事業実施まで復興まちづくりが進められた。 復興計画・市街地復興計画の策定にあたっては、震災復興本部の下部組織として、庁内関係各課で構成された検討委員会が立ち上げられた。 計画策定にあたっては、有識者を含めた策定委員会を立ち上げて検討しているが、石巻市と東北大学、南三陸町と宮城大学等、大学と連携して多様に検討している事例もある。 専門家や大学等の支援により住民による復興計画・市街地復興計画の検討等の取組が行われた。
段階的に進む国の支援と、復興手順の作成	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 6 月に国土交通省による被災市街地の復興に向けた復興計画策定支援のための、コンサルタントを市町村ごとに割り振って、被災現況調査や復興パターン、復興手法の検討に着手した。 同年 7 月に東日本大震災復興対策本部（国）から「東日本大震災からの基本方針」が示され、同年 12 月に東日本大震災復興特別区域法が成立し、翌年 1 月東日本大震災復興交付金要綱が制定され、同 2 月に復興庁が設置された。 国による支援の枠組みが段階的に進む中で、市町村は事業制度が立ち上がる年度を視野に入れて、被災後の初期段階に復興計画策定から事業計画策定の工程を検討し、限られた人員で可能な合意形成手法やスケジュールを定め、計画、事業計画の策定に取り組んだ。 人口規模の小さい市町村では復興まちづくりに関する業務発注の経験が少なく、宮城県では被災市町担当者を対象とした、発注方式に関する勉強会を開催し、調査・設計業務、工事施工の発注・契約が進められた。

(出典：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン平成 30 年 7 月)

1.3. 目的

大規模な被害が発生した場合の災害復興は、複雑かつ高度な大規模事業となるため、まちが抱える課題をあらかじめ把握し、現在のまちが有している課題の解消及び行政・事業者・住民等が連携し、災害復興事業を円滑に推進することを目的に策定します。

1.4. 位置づけ

「有田市事前復興計画」は、「第5次有田市長期総合計画」、「有田市国土強靱化地域計画」、「第2次有田市都市計画マスタープラン」、「有田市立地適正化計画」及び「有田市地域防災計画」等の関連計画と整合を図り策定します（図 1.6）。

「第5次有田市長期総合計画」では、危機管理体制の整備が施策として位置付けられ、被災後の迅速な復興に向けた計画策定に取り組むこととしています。「有田市国土強靱化地域計画」では、迅速な復旧復興の推進が基本目標の1つとされています。「第2次有田市都市計画マスタープラン」では、本市の地域別の「目指すべき都市像」を受けて、区分された地域ごとに将来目標を設定し、まちづくり計画を策定している。津波による被害が想定されている地域では津波への対応強化の促進が明記されています。「有田市立地適正化計画」では、市内に居住誘導区域および居住誘導区域内に都市機能誘導区域を設定しています。「有田市地域防災計画」では、大規模災害により市域が壊滅し社会に甚大な障害が生じた場合、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的かつ速やかに復興を進めるために市が復興計画を策定することが示されており、これら関連計画と整合を図ります。

本計画は、「南海トラフ巨大地震（L2規模）による津波被害」を想定した、市の津波浸水想定区域内の基本的な復興の方針であり、実際の被災状況や住民の意向等を踏まえ、「有田市復興計画（仮称）」を作成するにあたって適宜修正を図るものとする。

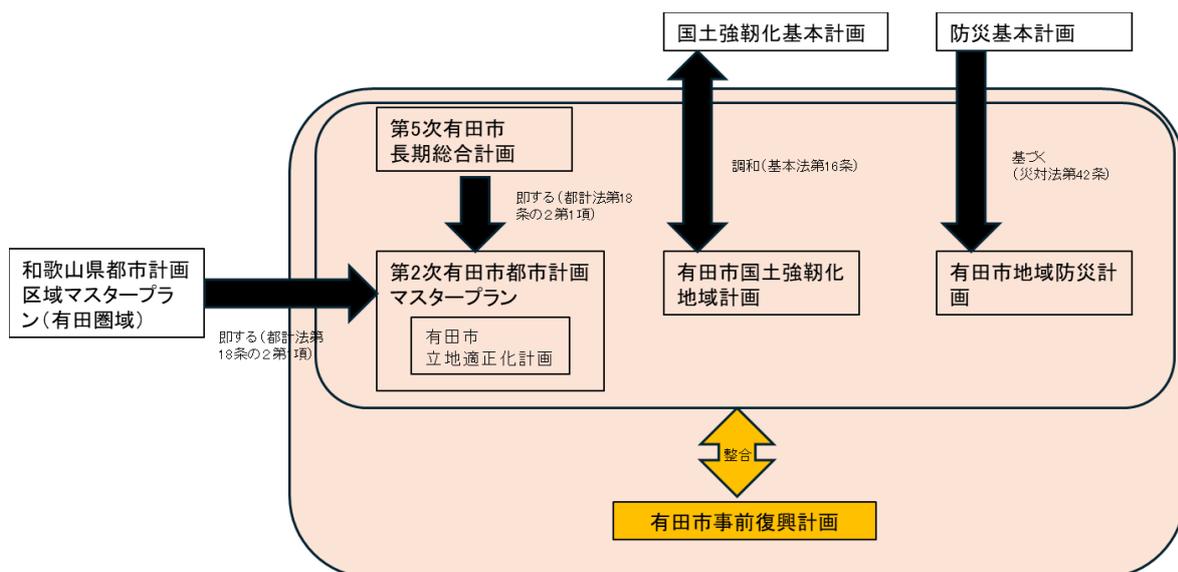


図 1.6 計画の位置づけ

1.5. 平時の対応

庁内全体の災害対応能力の向上を目的として、地域防災計画等の平常時からの災害体制の見直しや発災時をシミュレーションした復興検討訓練等の実施を継続的に実施します。



図 1.7 庁内復興プロセス検討会の実施（R7.11 実施）

1.6. 計画の見直し

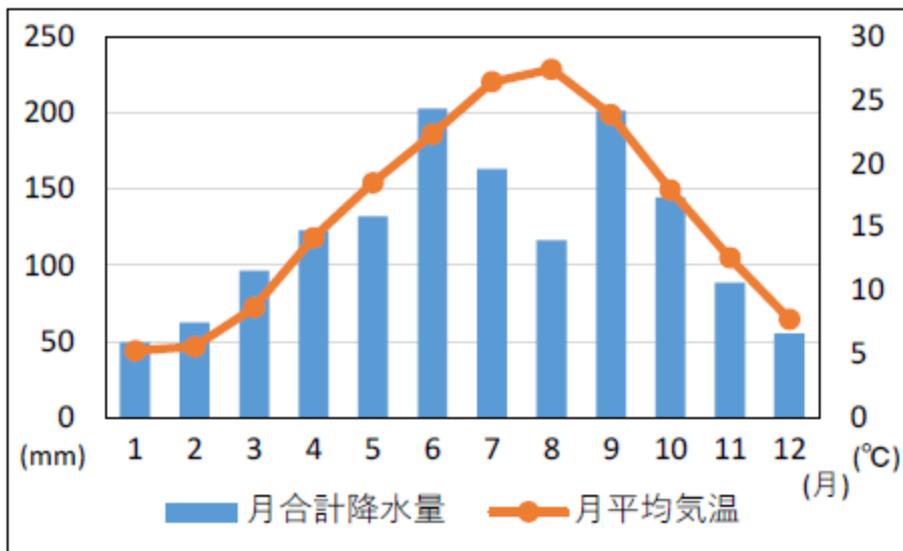
事前復興計画は、時間的制約が多い被災後の復旧・復興期において、迅速かつ的確に復興まちづくりに取り組めることが重要であるため、法改正や上位計画のほか、今後発生する災害復興事例等を反映するとともに、継続的に訓練や研修等を実施し、随時、計画を見直します。

第2章 有田市の現状

本章では、有田市の地域特性と地震・津波により想定される被害を整理・分析し、まちが抱える課題を把握しています。

2.1. 土地の形状・気候

- 有田市は、有田川の下流域に位置し、北側に長峰山脈、南側に中山脈が迫る。有田川両岸には比較的まとまった平野が開けている。都市計画区域約 3,351ha のうち、山地・台地が約 1,693ha（約 51%）です。また、低地が約 1,282ha、改変地が約 143ha である。傾斜度 8 度以下の面積比率が市域全体に対して約 42%です。
- 有田市の気候は、南海気候区と瀬戸内気候区の間中部に属し、海岸部に接していることから太平洋側の気候の影響を受け、比較的温暖です。年平均気温は 16℃程度で、冬期の平均が 6℃程度と比較的過ごしやすい地域です。降水量は年平均 1,430mm 程度であるが、年によって大きく変化します。



※準正常値を含み、資料不足値は含まない。

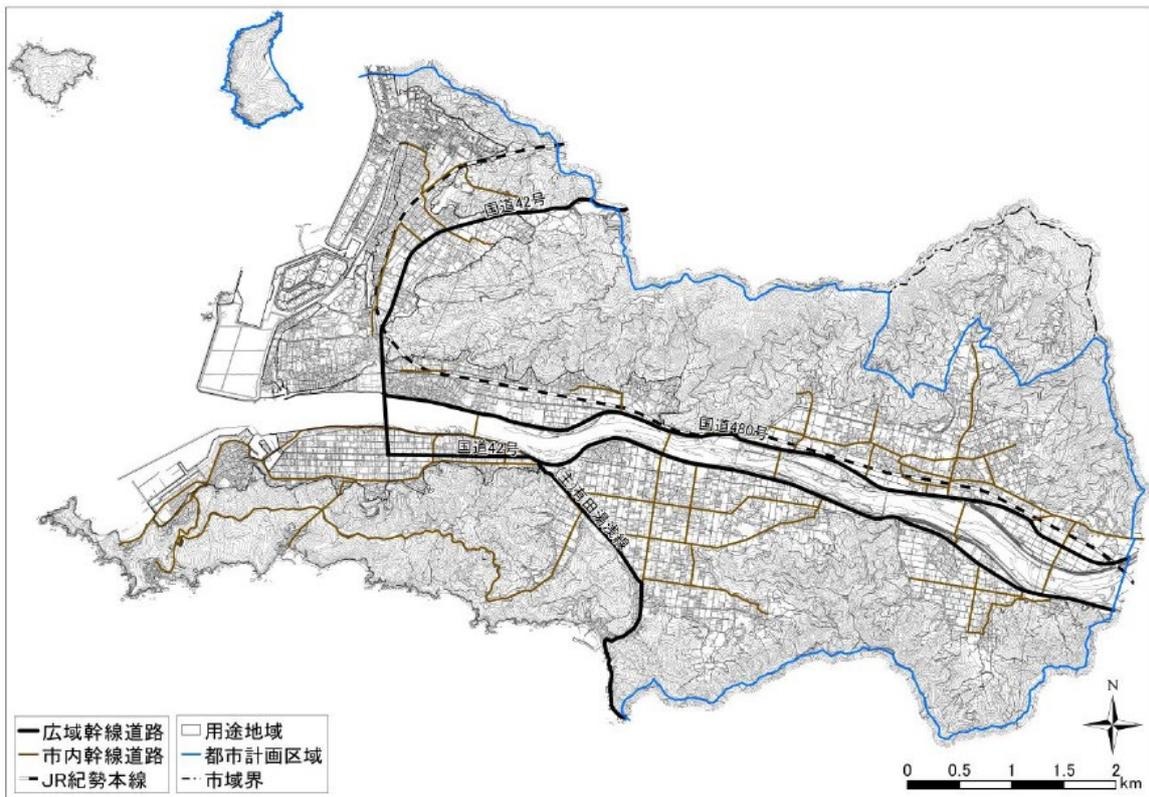
参考：気象庁 過去の気象データ「和歌山」1880～2021年の平均値

(出典：第2次有田市都市計画マスタープラン令和5年12月)

図 2.1 月別降水量及び平均気温

2.2. 交通

- 周辺市町村や県都和歌山市を結ぶ広域幹線道路として、国道 42 号と国道 480 号、主要地方道有田湯浅線が通り、広域道路網が形成されています。
- 鉄道は、JR 紀勢本線が海南市から国道 42 号に沿って初島地域を通り、有田川北岸を東西に通って有田川町へと抜けています。有田市には特急停車駅であり駅前広場が整備されている JR 箕島駅と、普通停車駅である JR 初島駅、JR 紀伊宮原駅の 3 つの駅があります。



(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.2 道路・鉄道網現況図

2.3. 市の歴史

- 有田地方は、昭和 29 年(1954 年)9 月に 1 町 3 村（箕島町、宮原村、保田村、糸我村）が合併し、有田町が誕生しました。
- 昭和 31 年(1956 年) 5 月 1 日に「有田市」に昇格し、市制を施行しました。
- 昭和 37 年(1962)年 8 月に初島町と合併して現在の市域となりました。

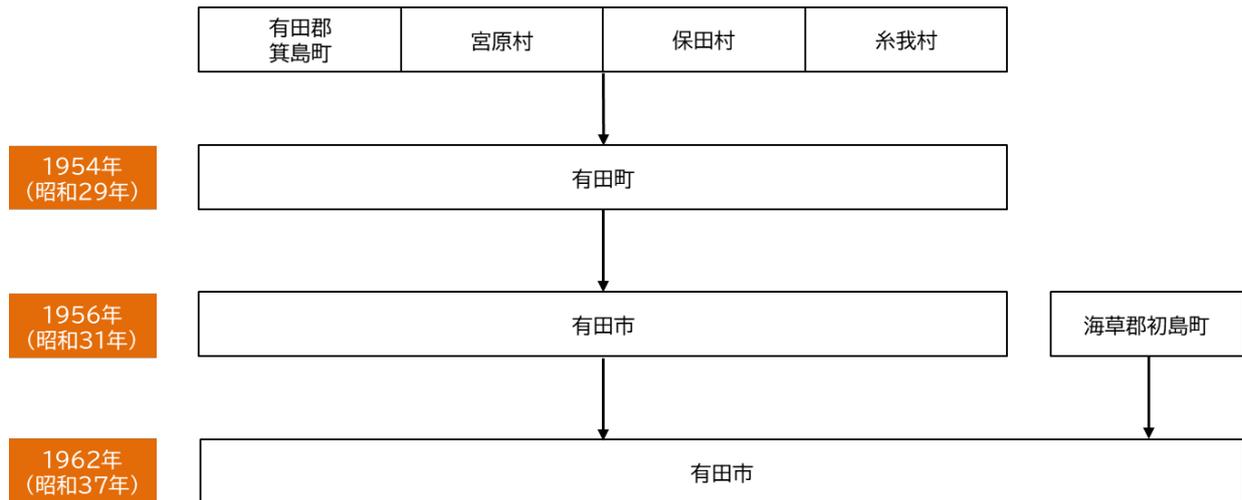
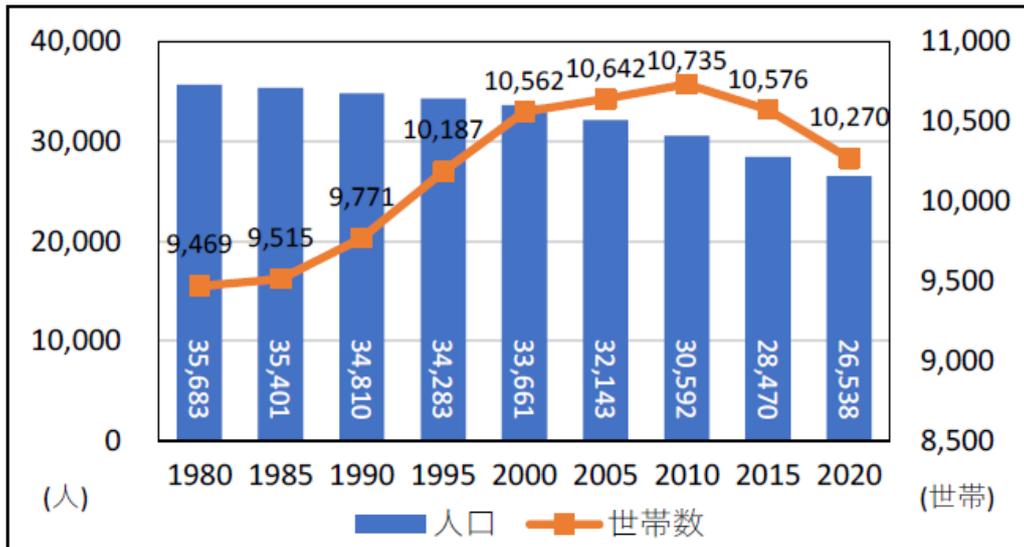


図 2.3 有田市の変遷

2.4. 人口と産業等

2.4.1. 人口

- 有田市の人口は、令和 2 年(2020 年)で 26,538 人であり、昭和 55 年(1980 年の 35,683 人以降、減少傾向です。また、2040 年には 17,794 人になることが予想されています（日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）推計））。
- 世帯数は、平成 22 年(2010 年)まで核家族化による増加傾向が続いていましたが、令和 2 年(2020 年)には、10,270 世帯と減少傾向です。

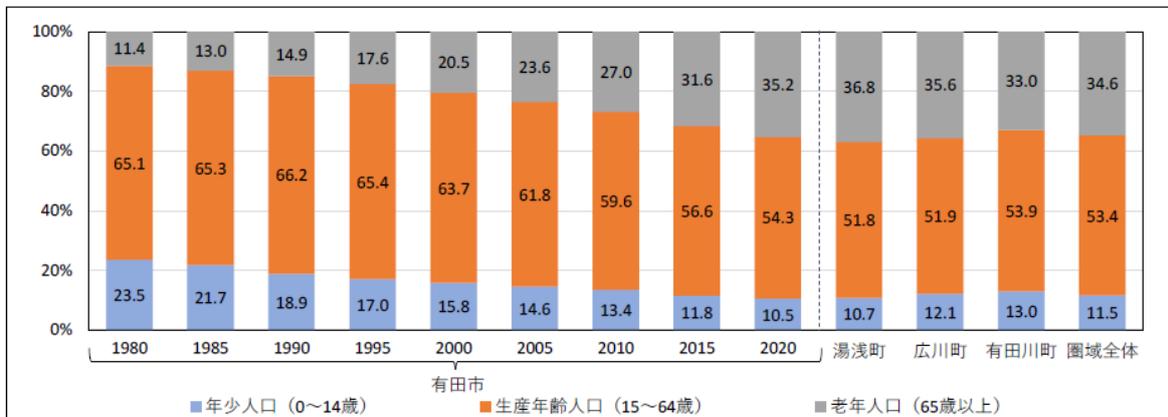


資料：国勢調査

(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.4 人口・世帯数の推移（1980 年～2020 年）

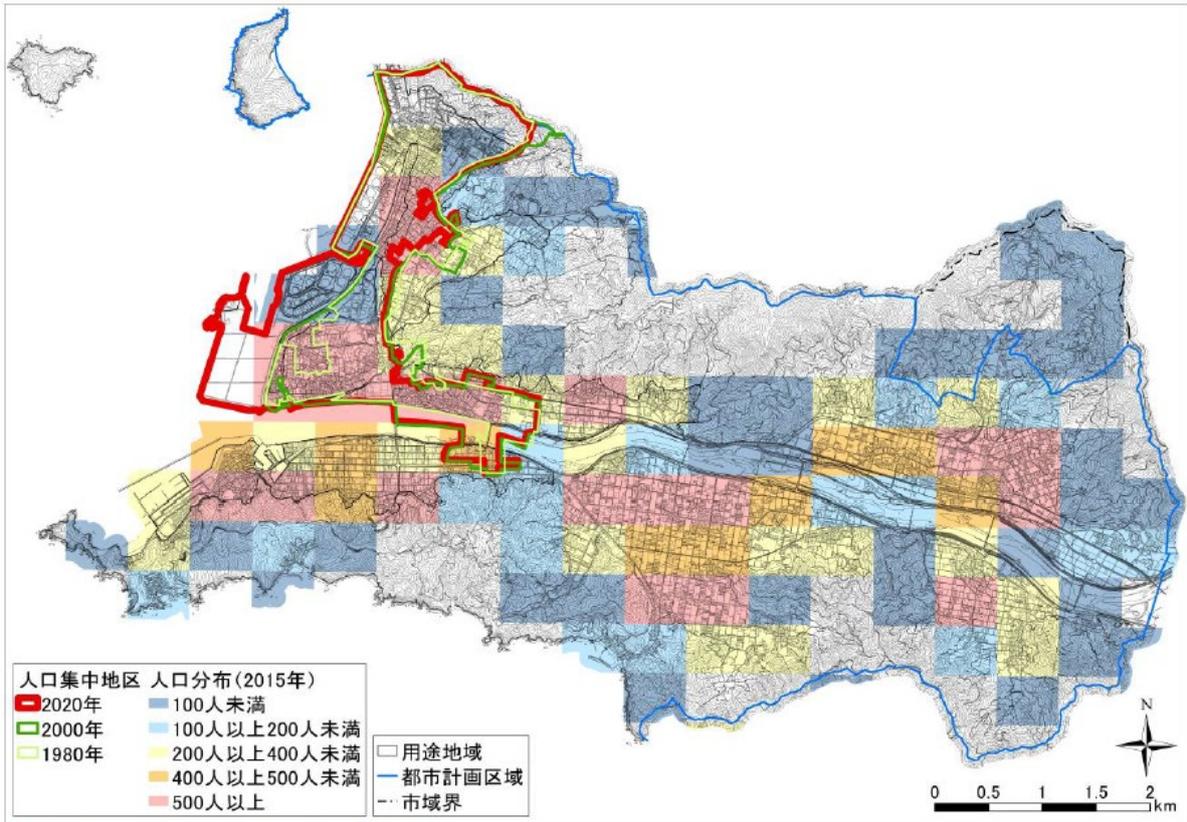
- 経年でみると、65 歳以上（老年人口）の割合が増加し、0～14 歳（年少人口）及び 15～64 歳（生産年齢人口）の割合が減少傾向にあります。



資料：国勢調査

(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.5 有田市および有田圏域の年齢別人口割合の推移



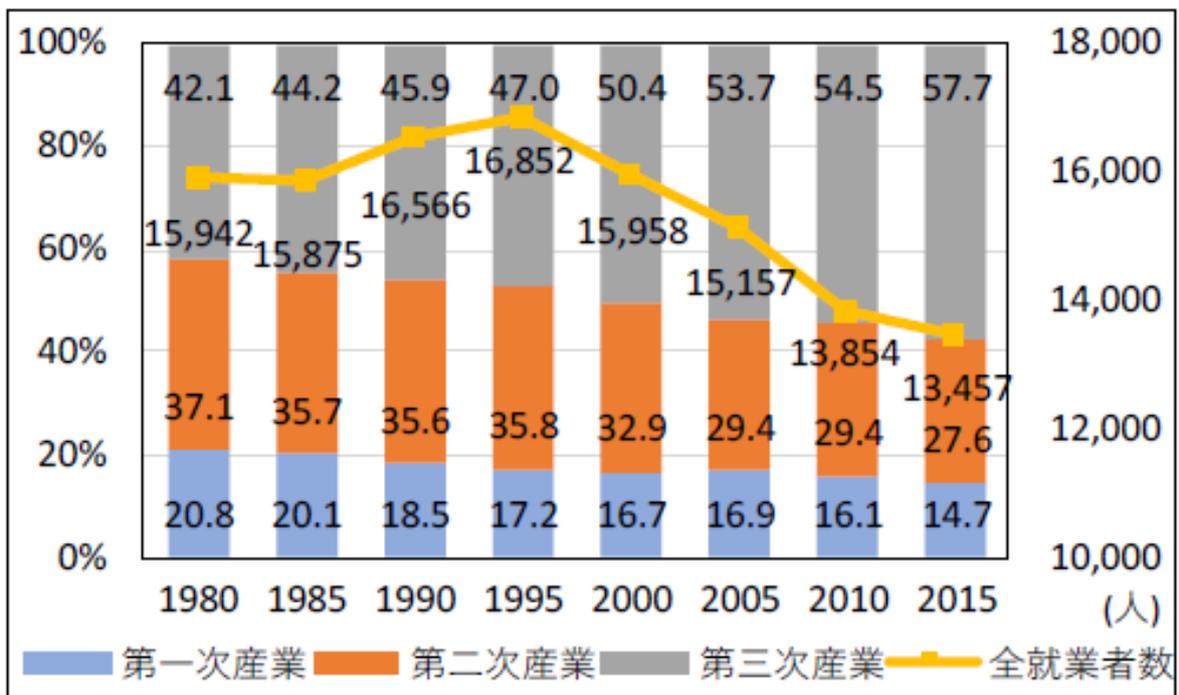
資料：都市計画基礎調査、国勢調査、国土数値情報

(出典：第2次有田市都市計画マスタープラン令和5年12月)

図 2.6 有田市内の人口分布

2.4.2. 産業

- 全就業者数は、平成 7 年(1995 年)以降減少傾向であり、平成 27 年(2015 年)には 13,457 人です。産業別に動向をみると、第一次産業及び第二次産業の割合は減少傾向であり、第三次産業の割合は増加傾向が続き、平成 27 年(2015 年)には第一次産業が約 14.7%、第二次産業が約 27.6%、第三次産業が約 57.7%です。
- また、国や県、近隣他市町と比べると、第一次及び第二次産業の比率が比較的高く、特に第二次産業（建設業）の就業者の比率が高い。



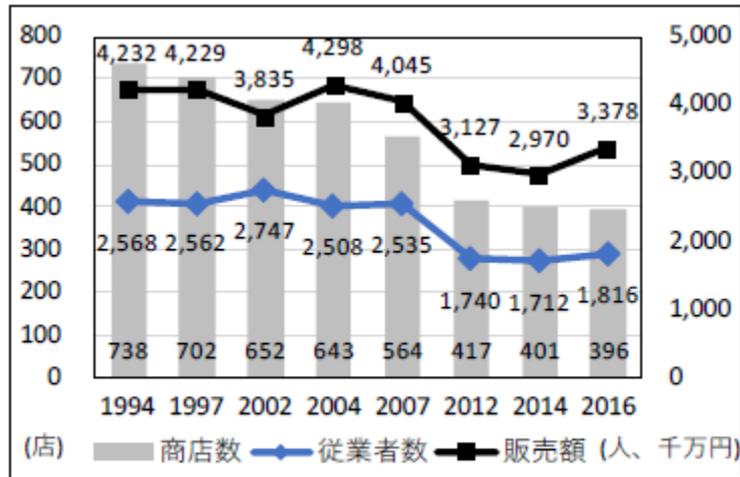
資料：国勢調査

(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.7 有田市産業別就業人口の推移

2.4.2.1 商業

- 平成 28 年(2016 年)の従業者数は 1,816 人、商店数 396 店、販売額が 3,378 千万円である。また、商店数は減少傾向だが、従業者数、販売額は平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)で微増しています。



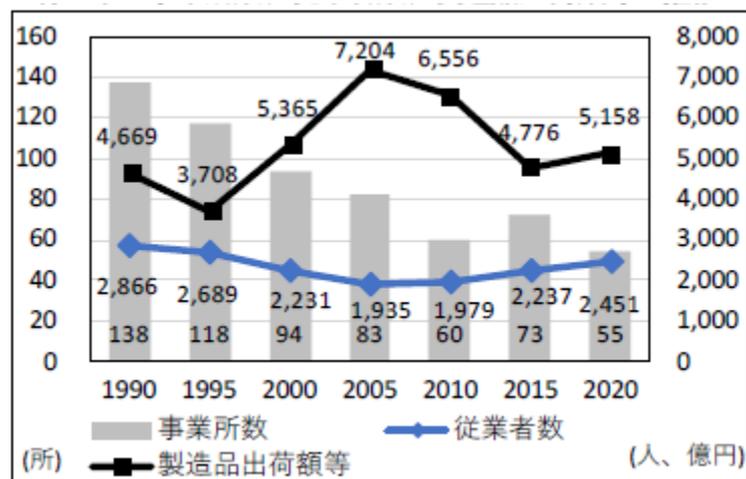
資料：商業統計調査、経済センサス

(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.8 有田市の商店数、従業者数、販売額の推移

2.4.2.2 製造業

- 令和 2 年(2020 年)の従業者数は 2,451 人、事業所数が 55 か所、製造品出荷額等が 5,158 億円である。また、事業所数の推移は減少傾向だが、従業者数や製造品出荷額等は平成 27 年(2015 年)以降、増加しています。近隣他市町と比較すると、直近 20 年の事業所数の増減率は海南市よりも小さいが、従業者数の増減率は大きい。



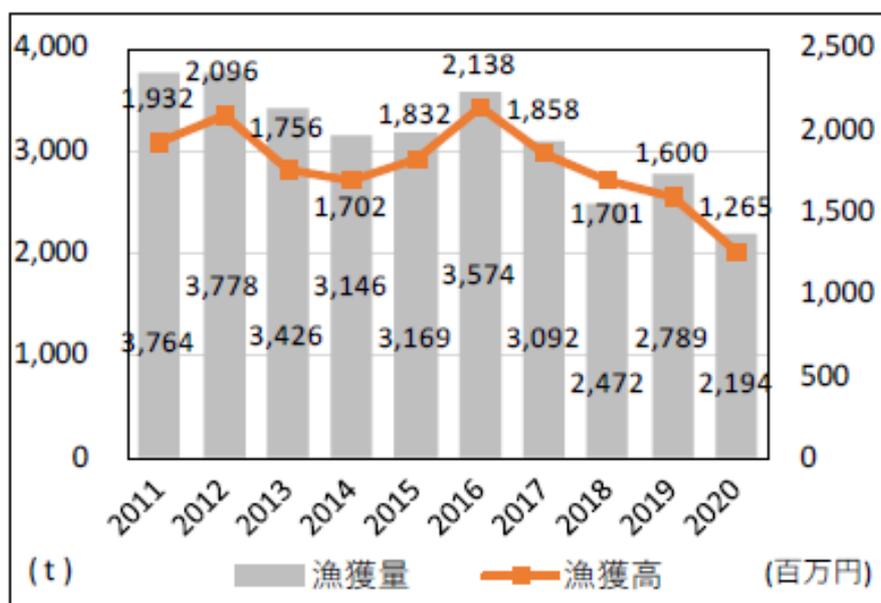
資料：工業統計調査、統計ありだ

(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.9 有田市の事業者数、従業者数、製造品出荷額等の推移

2.4.2.3 漁業

- 有田箕島漁業協同組合員数は減少傾向にあり、令和 3 年(2021 年)の 503 人です。また、漁獲量と漁獲高の直近 10 年間の推移をみると、平成 29 年(2017 年)以降、減少傾向であり、令和 2 年(2020 年)の漁獲量は 2,194 t です。



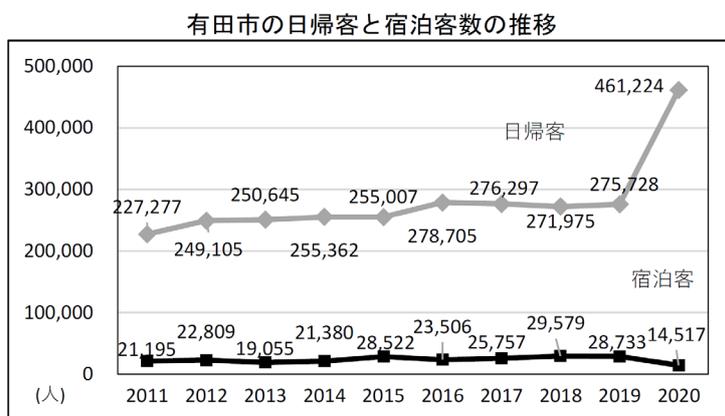
資料：漁業センサス、海面漁業生産統計調査、統計ありだ

(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.10 有田市の漁獲量と漁獲高の推移

2.4.2.4 観光

- 観光客数は概ね横ばいで推移していたが、箕島漁港内に産直施設が開業したことにより令和 2 年(2020 年)には日帰客が急増し 461,224 人です。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊客は 14,517 人と半減しています。



資料：統計ありだ

(出典：第 2 次有田市都市計画マスタープラン令和 5 年 12 月)

図 2.11 有田市の日帰客・宿泊客数数の推移

2.4.3. 生涯学習に係る取り組み

- 「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習です。
- 有田市では、「第5次有田市長期総合計画」において、市内8地区に設置している公民館を地域住民の生涯学習の場として、地域づくりや人と人とのつながりづくりの拠点と位置付けられています。
- 有田市社会福祉協議会では、「防災プラットフォーム事業（和歌山県共同募金会助成事業）」を進めており、「防災・災害」を切り口とした場づくりが行われています。



防災を有田のみんなでかんがえる会議

有田市民会館 第1会議室

令和5年6月の大雨被害においては、本市でも局地的な被害が発生しましたが、有田市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを立ち上げるに至りませんでした。

一方で、普段から連携している「地域福祉ネットワーク会議」においては、数年来災害時の課題や助け合いについて協議を重ねており、令和5年の大雨についてもそれらの課題が露呈した形となりました。そのため、本会では、令和6年度から重点事業として「防災プラットフォーム事業（和歌山県共同募金会助成事業）」を進めています。本事業は、「防災・災害」を切り口に多様な立場の方たちが対話し、それぞれが助け合いに向けて活動されるよう場づくりをおこなうものです。

地域の多様な方と普段から関係づくりを行いたく、防災プラットフォーム事業のキックオフとして、被災経験のある社協職員をお招きし、災害時の助け合いについて、市民が共に学ぶ機会をつくりました。

防災有田みかん会議

実践報告

- ①かつらぎ町社会福祉協議会 事務局長 山本 幸則 氏
「令和5年6月被災における行政・専門ボランティアとの協働(仮)」
- ②富士市(静岡県)社会福祉協議会 上席主事 加藤 慎也 氏
「2度の局所豪雨被災を経て、まちづくりへ(仮)」

パネルディスカッション

コーディネーター 和歌山県災害ボランティアセンター所長 南出 考 氏
上記実践報告者2名



定員80人
参加無料・要申込



お電話でもお受けできます

主催：有田市社会福祉協議会【問】0737-88-2750 後援：有田市

図 2.12 生涯学習の事例（防災を有田のみんなでかんがえる会議）

2.5. 土地利用と都市構造

2.5.1. 都市計画区域

- 都市計画については、昭和 28 年(1953)年の有田川の決壊による大災害を契機に、同年 8 月 11 日、災害復興を目的として都市計画区域が指定されました。それ以降、国全体の急激な経済成長に伴って、人口の都市への集中と急激な市街地の拡大が進行し、昭和 43 年(1968 年)に都市計画法の全面改正が行われました。有田市でも新法による都市計画を昭和 44 年(1969 年)5 月 20 日に決定し、現在に至っています。
- 現在の都市計画区域は、宮原地区の一部及び沖ノ島を除く市域の約 3,351ha に指定されています。そのうち、有田川下流域と初島地区の平野部の約 627.1ha の区域に用途地域を指定しています。

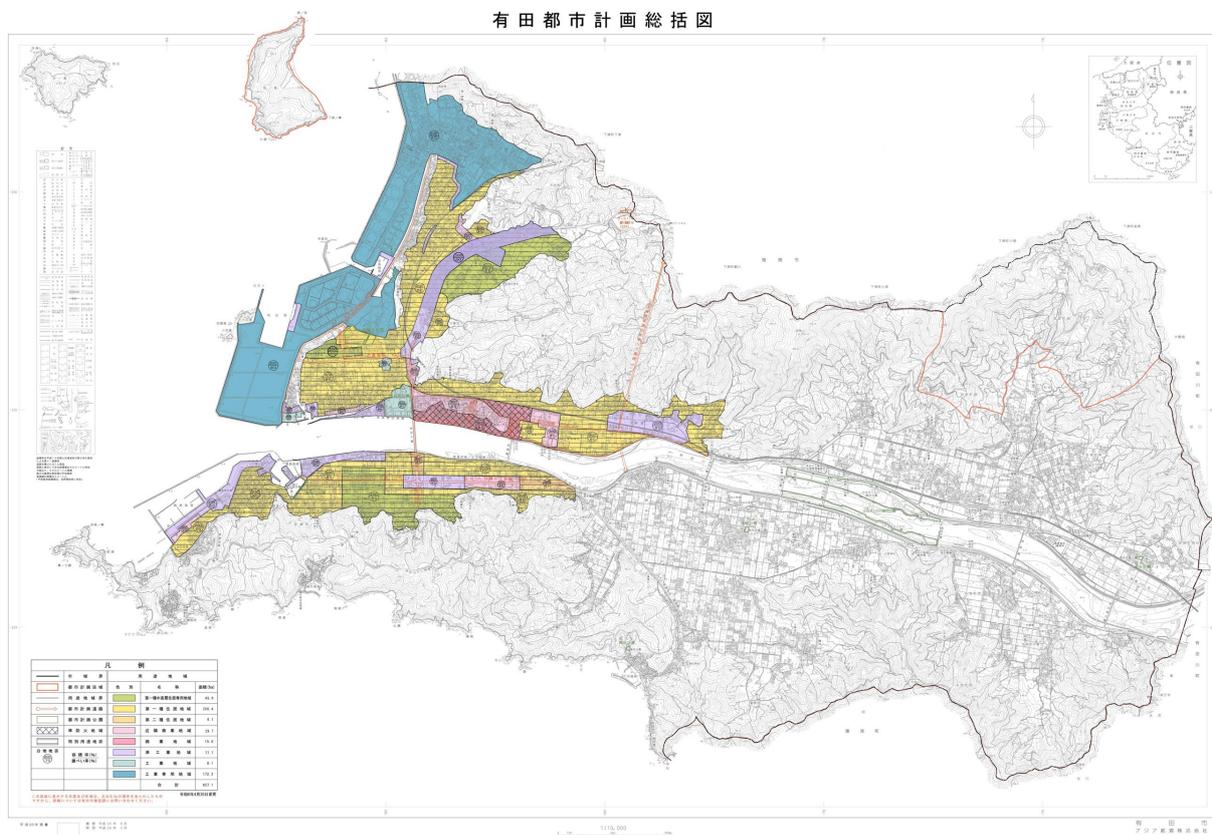
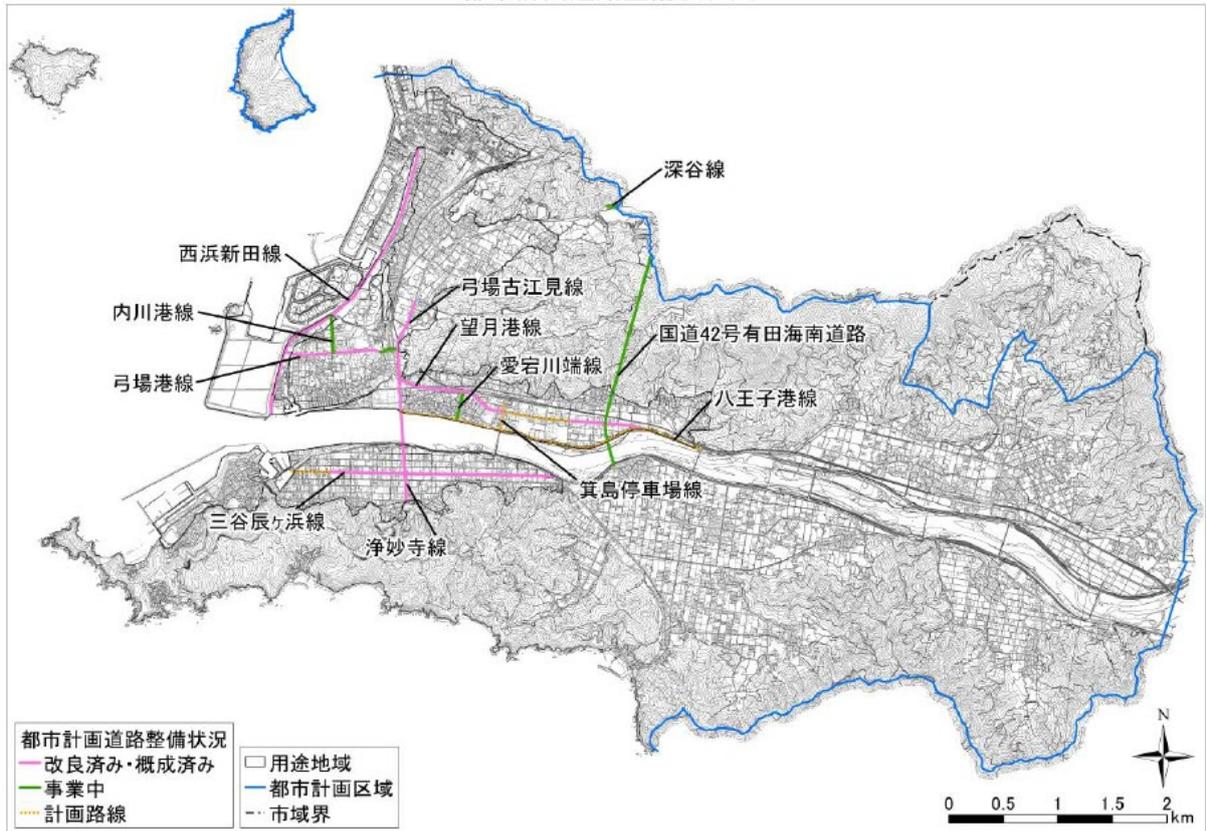


図 2.13 都市計画区域および用途地域の指定状況（令和 6 年 4 月時点）

2.5.2. 都市計画道路

- 都市計画道路は、西浜新田線、弓場古江見線、浄妙寺線、弓場港線が整備済みで、箕島停車場線、八王子港線、望月港線、三谷辰ヶ浜線が概成済み、愛宕川端線、国道42号有田海南道路、深谷線、内川港線が事業中です。

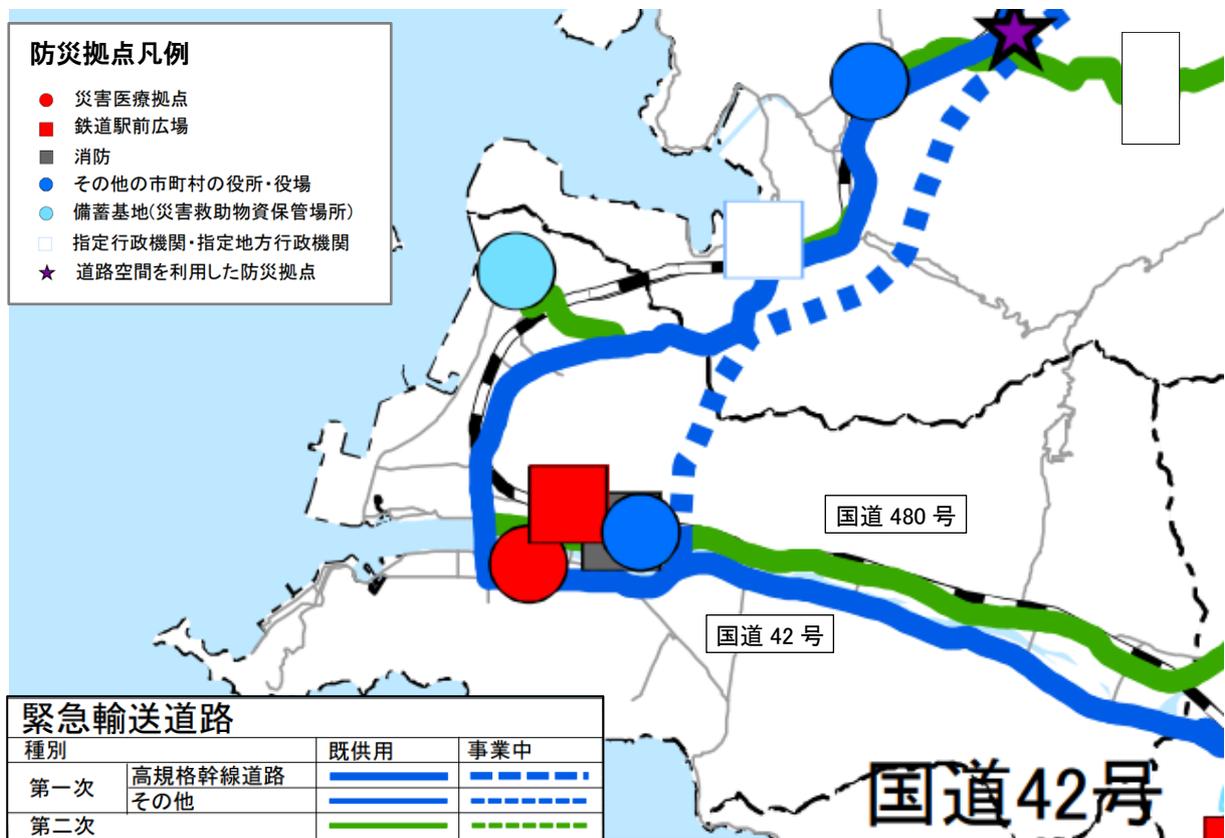


(出典：第2次有田市都市計画マスタープラン令和5年12月)

図 2.14 都市計画道路整備状況図

2.5.3. 緊急輸送道路

- 有田市における緊急輸送道路の指定状況を図 2.15 に示します。国道 42 号が第 1 次緊急輸送道路に指定されており、国道 480 号が第 2 次緊急輸送道路に指定されています。
- 災害発生時には救助・救急・消火活動及び避難者への物資供給等に必要な人員及び物資等の緊急輸送が求められます。
- 緊急輸送道路はこの緊急輸送を確実に実施するために必要な道路で、高速道路をはじめとする幹線道路、並びに、これらの道路と行政機関、港湾・空港、災害医療拠点などの防災拠点を連絡する道路です。



(出典：和歌山県緊急輸送道路ネットワーク)

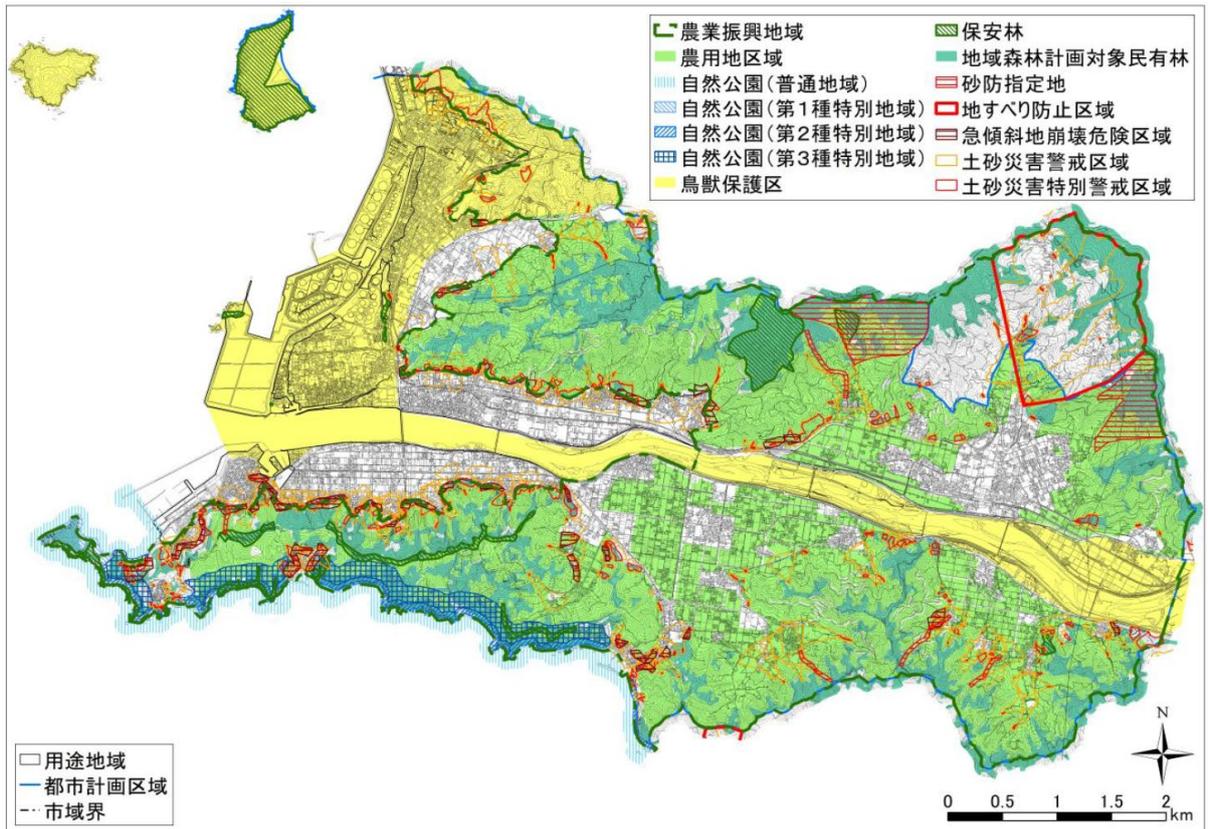
図 2.15 緊急輸送道路（令和 6 年 3 月時点）

2.5.4. 法規制

- 農業地域とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農地の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第 6 条により農業振興地域として指定されることが相当な地域です。
- 農業振興地域は、今後 10 年以上にわたり農業利用を確保するため、農地以外の利用を厳しく制限する農用地区域（農業振興地域内農用地区域内農地（青地地域））と農地の集約性が低く、青地と比較すると農地以外への規制は比較的緩くなっている（農業振興地域内農用地区域外農地（白地地域））に区分されます。
- 有田市では、用途地域以外の区域は、集落を除くほとんどが農業振興地域農用地区域となっており、「有田みかん」の一大生産地となっています。
- 急傾斜地崩壊危険区域とは、以下の[1]および[2]の区域を包括する区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防災に関する法律第 3 条に基づき、都道府県知事が指定した区域です。

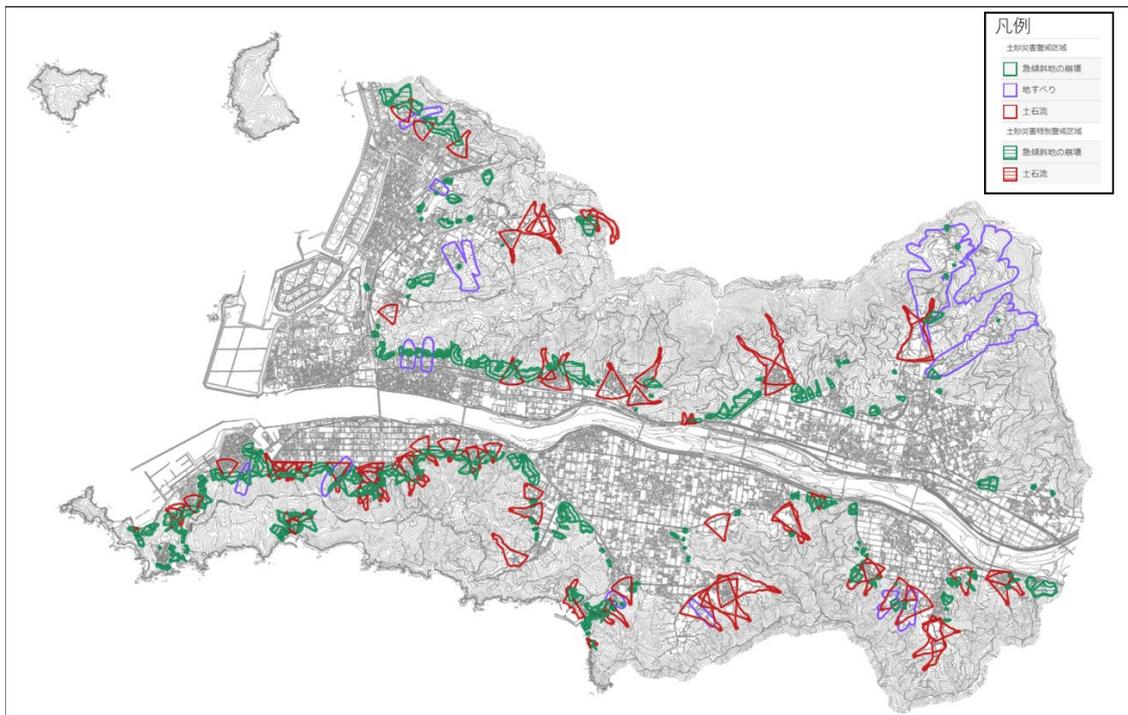
[1]崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）でその崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの

[2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域
- 砂防指定地とは、砂防法第 2 条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域です。砂防指定地で砂防第 4 条に掲げる行為をしようとする者は、都道府県知事と事前の協議が成立することをもって許可を受けたものとみなす。
- 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称）が、土砂災害に関する警戒避難体制の整備等に資することを目的に、調査・公表した箇所です。
- 土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域です。
- 土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域です。
- 保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。



資料：国土数値情報（用途地域（R1）、森林地域（H27）、地すべり防止区域（R2）、急傾斜地崩壊危険区域（R2）、土砂災害警戒区域（R2））、都市計画基礎調査（農用地区域、保安林）（H29）、和歌山下津臨港地区概略（和歌山県）、鳥獣保護区の指定概要（和歌山県）

（出典：第2次有田市都市計画マスタープラン令和5年12月）

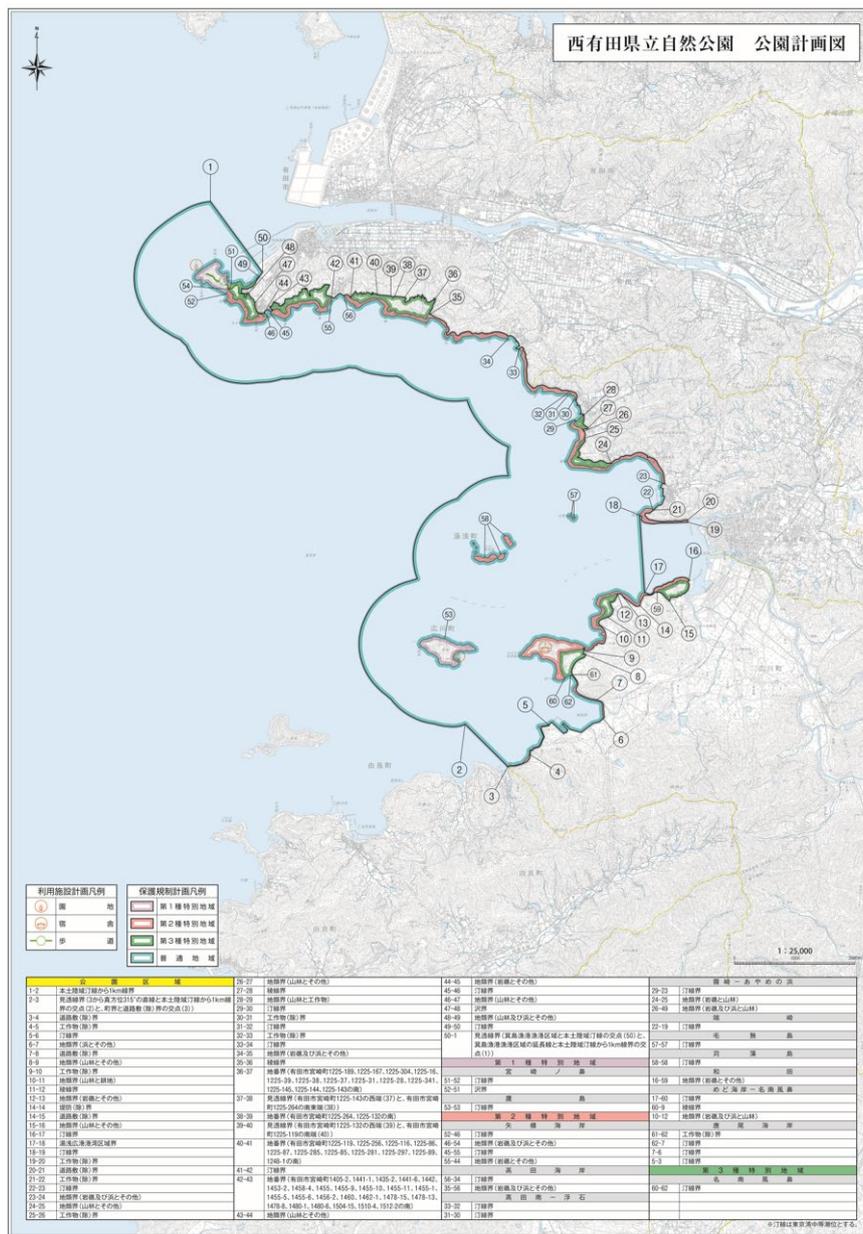


（出典：ありだデジタルマップ）

図 2.16 有田市内の土地利用規制の状況（上：全体版・下：土砂災害警戒区域および特別警戒区域(※)を抜粋）

(※)R3 年度末のデータ

- 自然公園地域とは、優れた自然の風景地で、その保護および利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1項自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）として指定されることが相当な地域です。
- 自然公園地域は、公園計画に基づいて指定される特別地域及び海域公園地区（規制されている行為に許可が必要）と普通地域（規制されている行為に届出が必要）に区分されています。
- 有田市では、西有田県立自然公園が該当し、宮崎ノ鼻が第1種特別地域、矢櫃海岸、高田海岸、高田南一浮石が第2種特別地域、沿岸部の一部及び海域が海域公園地区及び普通地域となっています（図 2.17）。



(出典：有田振興局管内の自然公園（和歌山県 HP）)

図 2.17 西有田県立自然公園（公園計画図）

2.6. 地震・津波の被害想定

- 有田市は、紀伊水道を臨む海岸沿いのまちであることから、昭和南海地震を始め、幾度となく津波による被害を受けてきました。
- 地震による揺れや津波、また火災による人的被害、建物被害はもちろんのこと、ライフライン、公共交通や道路交通等に支障をきたすことから、経済活動にも大きな被害が生じることが考えられます。

2.6.1. 想定される地震

- 甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」においては、最大震度は7であり、市街地においては、地震の揺れによって全壊する家屋の割合(27%)が県内平均(18%)と比較して有田市では9ポイント高くなっています。

表 2-1 想定される地震動

地震名	地震規模	震源断層の位置
東海・東南海・南海 3 連動地震	Mw8.7	駿河トラフ～南海トラフ
南海トラフ巨大地震	Mw9.1	日向灘（宮崎県）～富士川河口断層帯（静岡県）
中央構造線による地震	M8.0	中央構造線（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近）

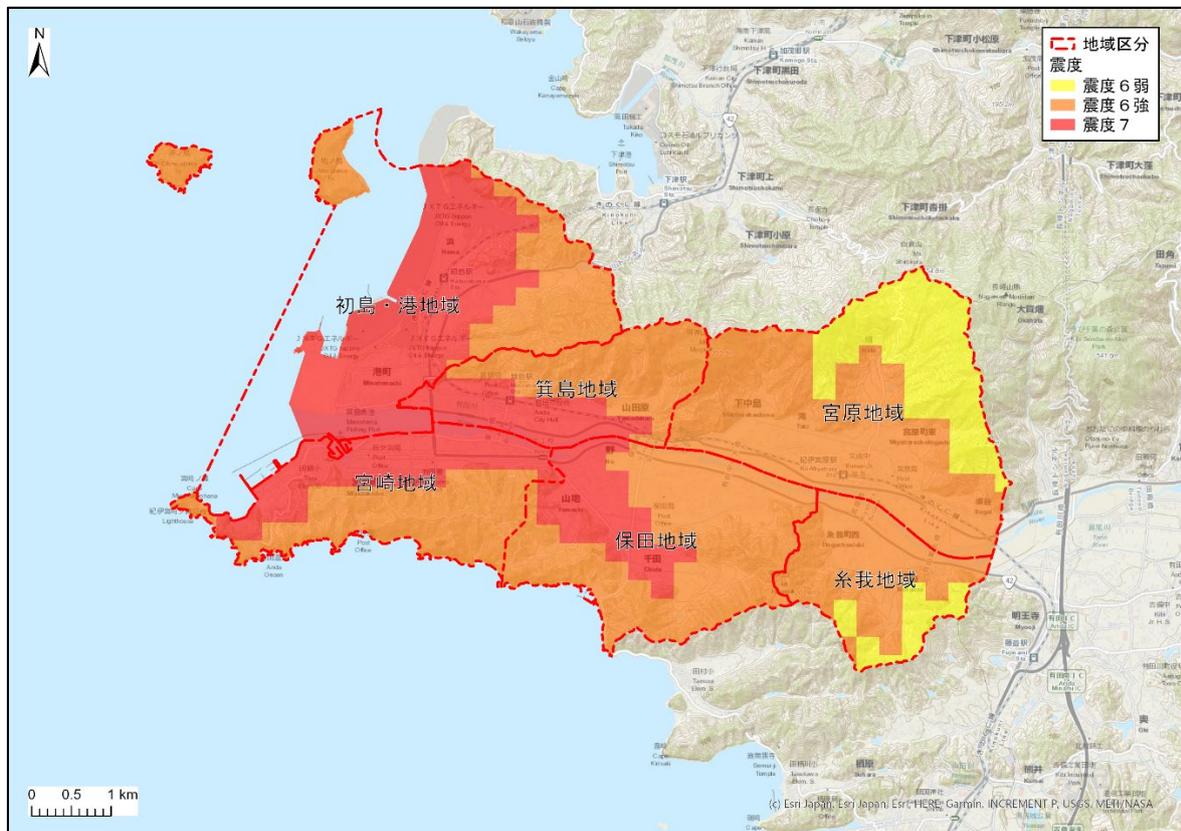


図 2.18 有田市内の震度分布図（南海トラフ巨大地震）

2.6.3.1 被害を受ける主要な施設

- 市役所については浸水深が 0.3m 以上 1m 未満の区域に存在します。
- JR 箕島駅周辺において、津波浸水が想定されています。
- 沿岸部の漁港周辺においても浸水がみられ、係留された船舶等の市街地への流入等甚大な被害が想定されています。
- 国道 42 号（第 1 次緊急輸送道路）においても浸水が見られ、他地域から来る応援部隊の進出に支障をきたすことが想定されています。
- 津波浸水区域内には、医療施設、警察署等が立地しています。特に、有田湯浅警察署有田分庁舎周辺においては、浸水深 3m 以上の区域に当該施設が多く集積しており、市の都市機能に甚大な被害がもたらされます。

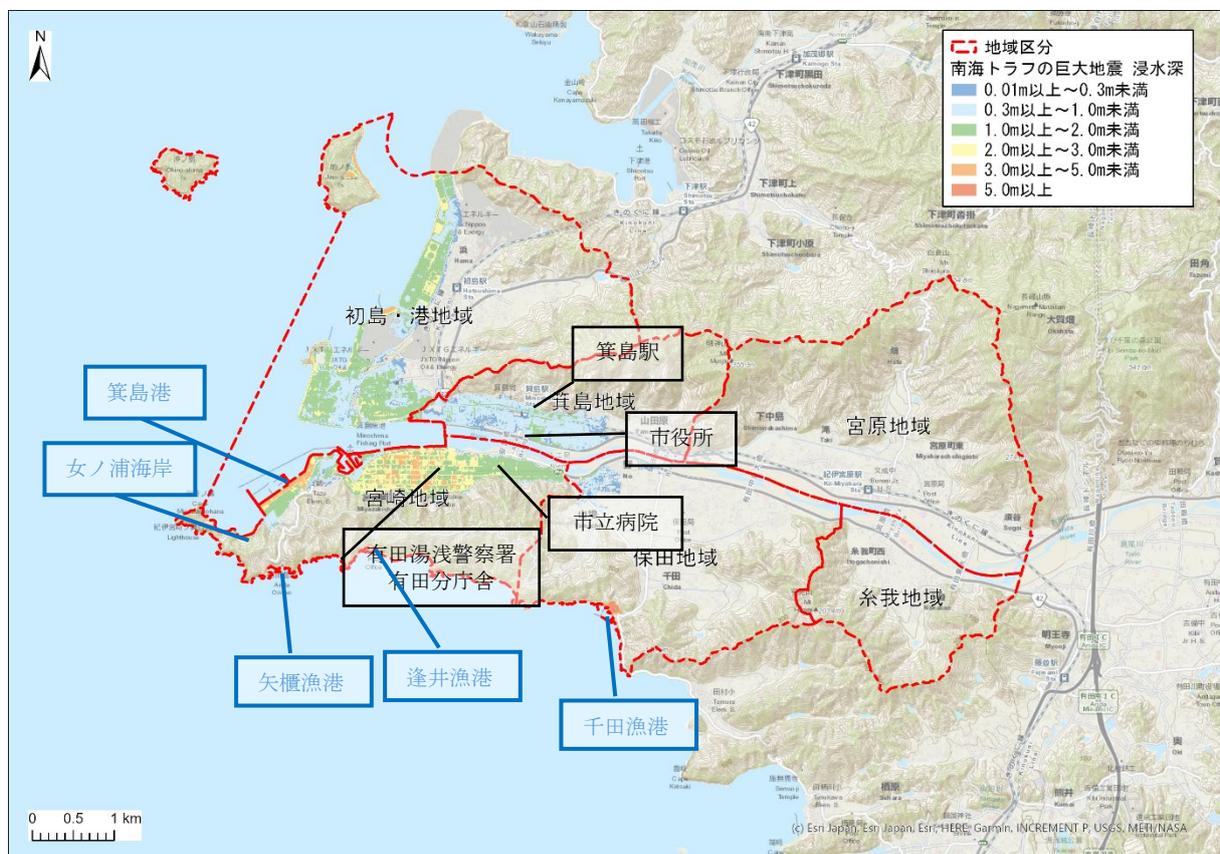


図 2.20 有田市内の浸水想定区域内における主要な施設

第3章 地域別の課題分析

- 人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状分析を行うとともに、4つの地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理しました。
- 地域については、津波により甚大な被害が想定されている沿岸部を対象として、第2次有田市都市計画マスタープランの地域設定の方針（有田市の成り立ち・市民活動・地形的条件等）（表 3-1）に基づき、図 3.2 の4つの地区区分を設定しました。
- 地区別の課題について、29頁以降に整理しています。

表 3-1 地区区分の考え方

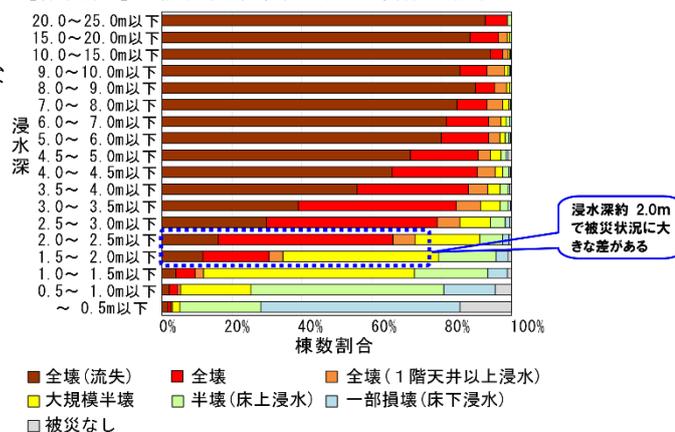
地区名	主な小地域	備考
箕島地域	箕島、新堂、山田原	<ul style="list-style-type: none"> ● JR 箕島駅や庁舎が存在する市の中心市街地 ● 国道 42 号・480 号の浸水が懸念 ● 津波浸水による住家・商業地への被害が懸念
初島・港地域	初島町里、初島町浜、港町	<ul style="list-style-type: none"> ● 沿岸部の工場および住宅密集地の初島町港地区を中心とする ● 特に港町の低地部に住民が多く居住しており、津波浸水による被害が懸念
宮崎地域	宮崎町、古江見	<ul style="list-style-type: none"> ● 箕島港を中心として、低地部に農地が広がり、多数の漁港を有する農村漁村集落 ● 有田川右岸に比べて浸水深が高く、住家・商業地の甚大な被害が懸念 ● 低地部の後背地には高台が存在し、土砂災害による被害が懸念
保田地域	野、山地、千田、辻堂、星尾	<ul style="list-style-type: none"> ● 千田漁港の住家への津波浸水による甚大な被害が懸念 ● 津波浸水による住家・商業地への被害が懸念

【津波浸水深と家屋倒壊の関係】

東日本大震災においては、浸水深 2m 以上の区域においては、全壊となる家屋が多くなっていました。

津波浸水深が 2m 以上となる地域では多くの家屋が全壊することが想定されますが、2m 未満の区域では、全壊する家屋が点在する「被災混在地区」となる可能性があります。広い範囲で面的な被害を受けた地区と異なり、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業などの都市基盤の抜本的な対策を行う面的整備は困難となります。

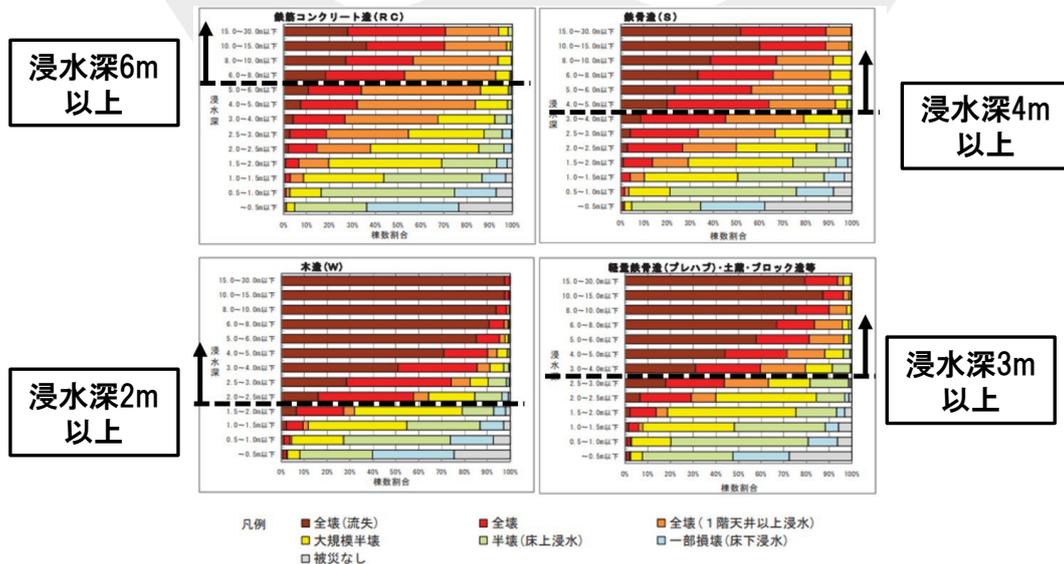
【棟数割合】 浸水深と建物被災状況の関係（浸水区域全域）



（出典：東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告））

1. <参考>津波浸水深と家屋倒壊の関係（その他）

- 木造は浸水深2m以上が閾値であったが、**軽量鉄骨造等は浸水深3m以上、鉄骨造は浸水深4m以上、鉄筋コンクリート(RC)は浸水深6m以上**である。



出典：東日本大震災による被災現況調査結果について(第次報告)

8

(出典：第2回有田市事前復興計画策定委員会資料)

図 3.1 津波浸水深と家屋倒壊の関係

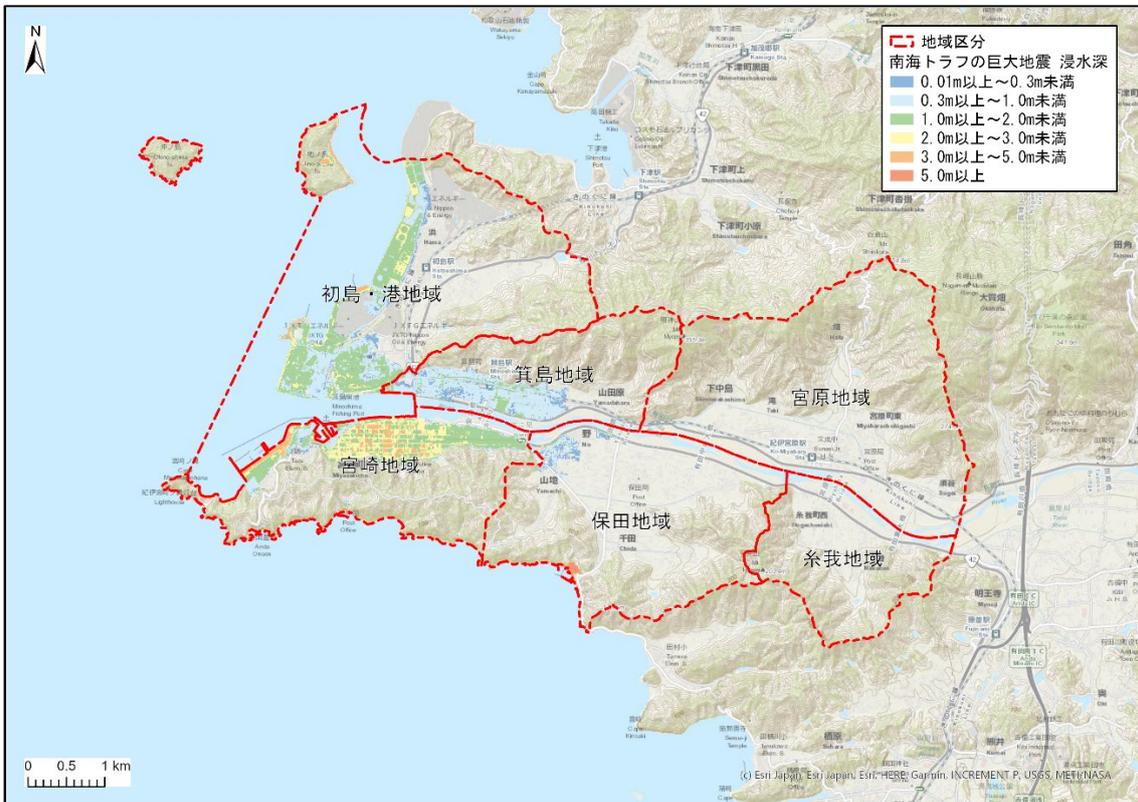
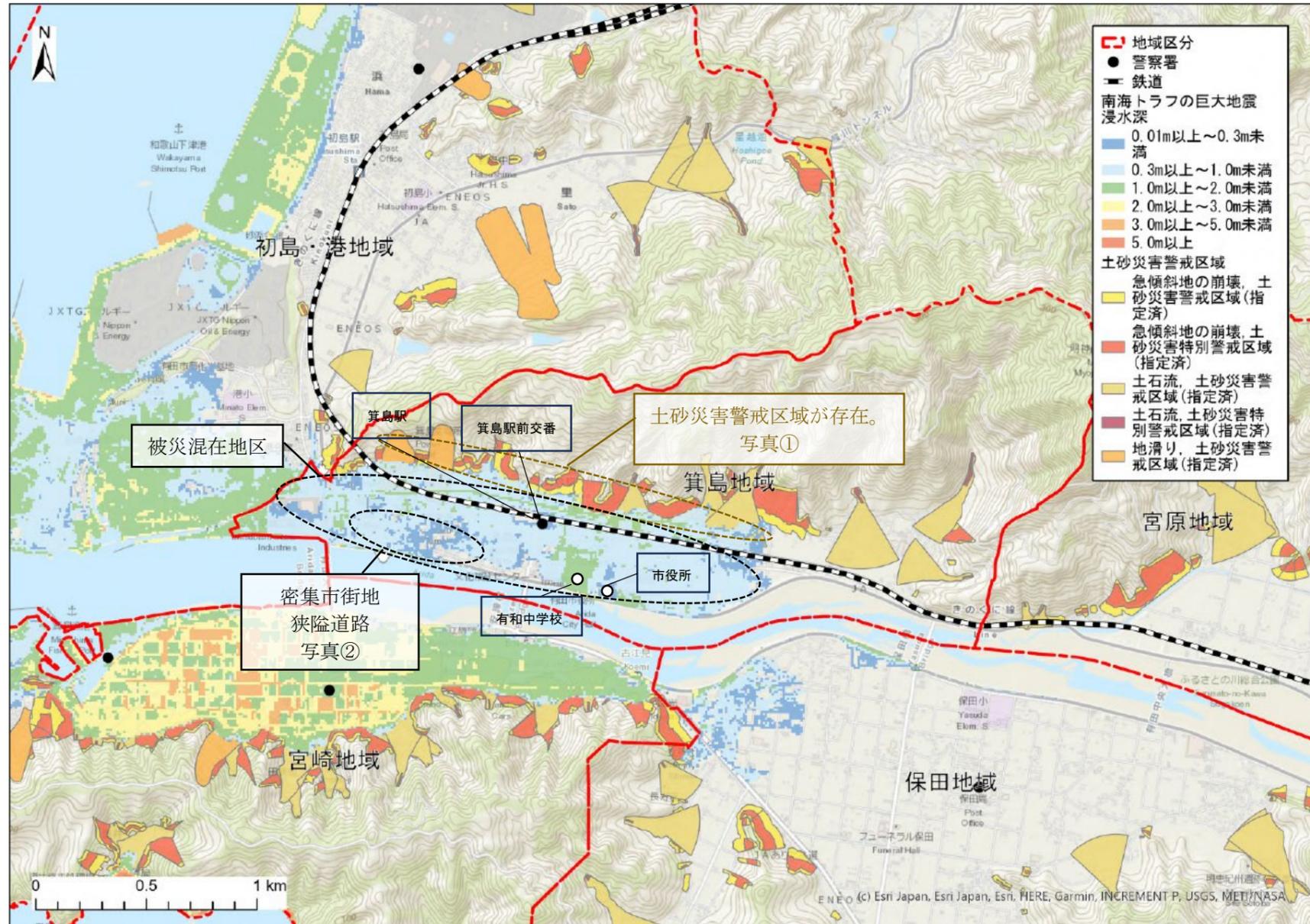


図 3.2 有田市内の地域区分と津波深浸水想定（南海トラフ巨大地震）の関係

地域名：箕島地域

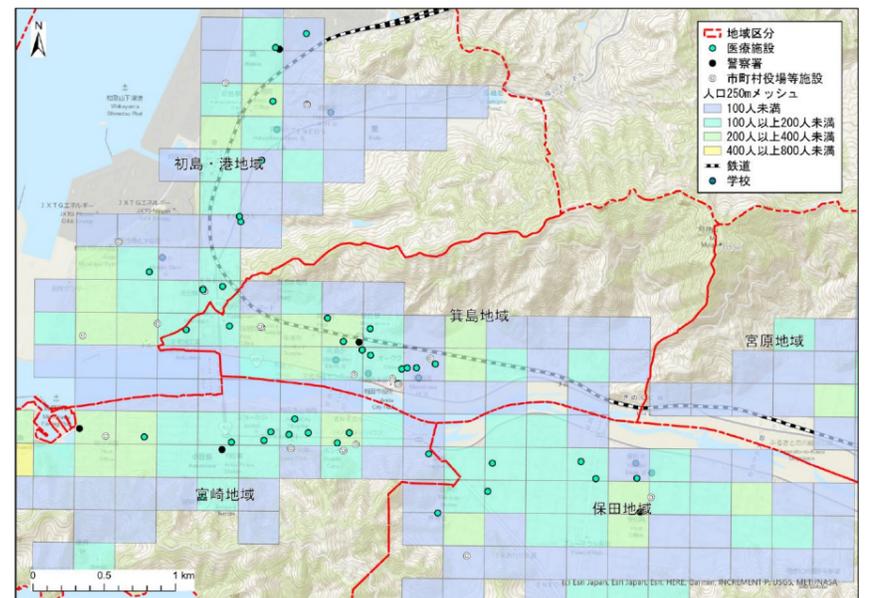
【課題図】災害リスクと建物の立地



【被害の特徴】

- ・地域内では、浸水深0.3m以上、2.0m未満の津波浸水が想定されている。
- ・交通の重要拠点である、箕島駅周辺も浸水が予想され、JR紀勢線の線路への被害が想定される。
- ・国道42号、480号への浸水が想定されているため、道路利用者への被害が想定。
- ・箕島駅南西部の商業地域・準商業地域においては、建物構造（木造・鉄骨造・軽量鉄骨造）が混在しており、各家屋の被災状況が異なることが想定される。また、狭隘な道路が多く、地震の揺れによる道路途絶のリスクが高い。
- ・JR紀勢線の北側は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が広く分布しており、急傾斜地の崩壊、地すべり等のリスクが大きい。

【人口分布図】【現地写真】



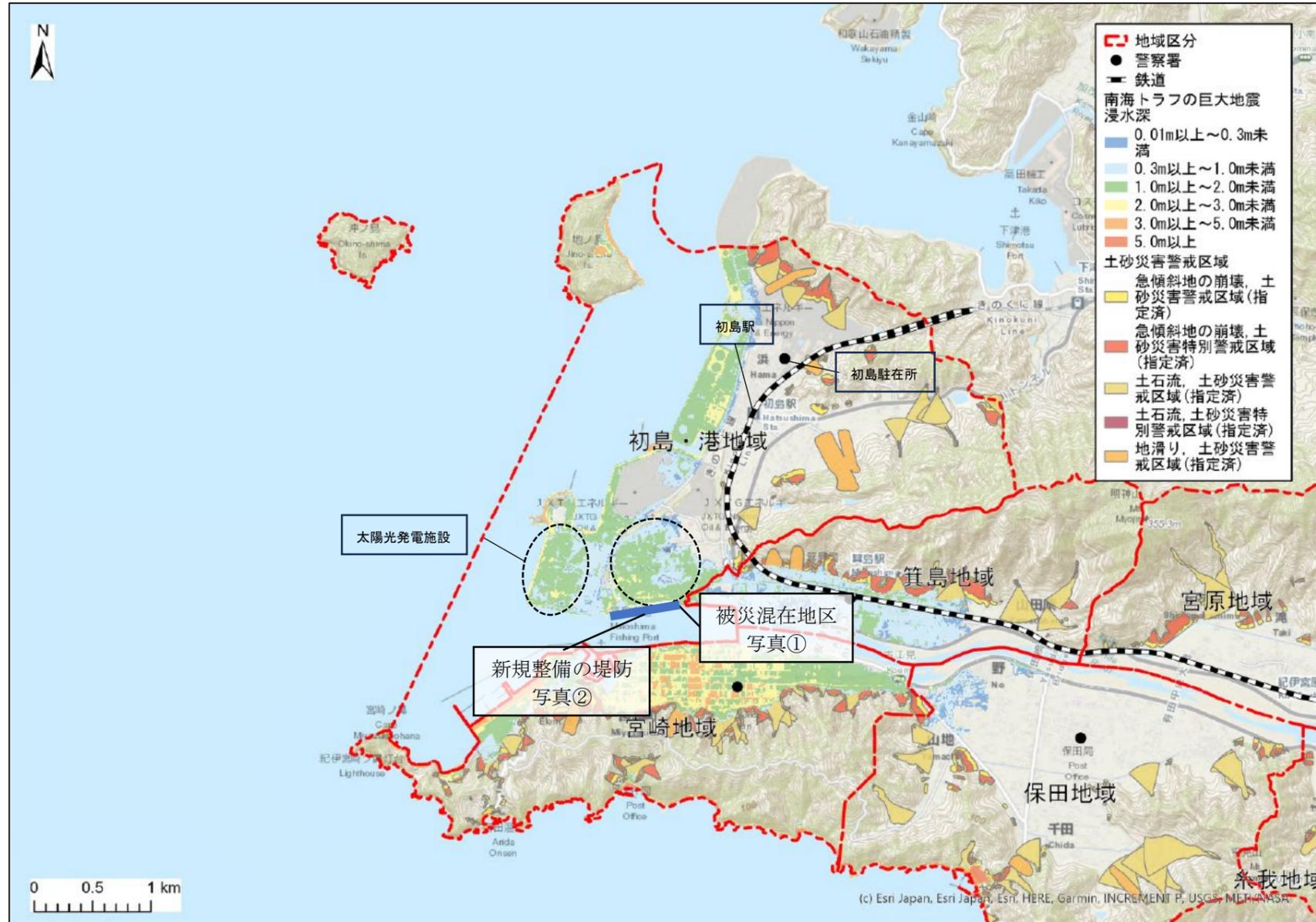
図：人口分布



写真①：土砂災害警戒区域付近 写真②：密集市街地の狭隘道路、家屋

地域名：初島・港地域

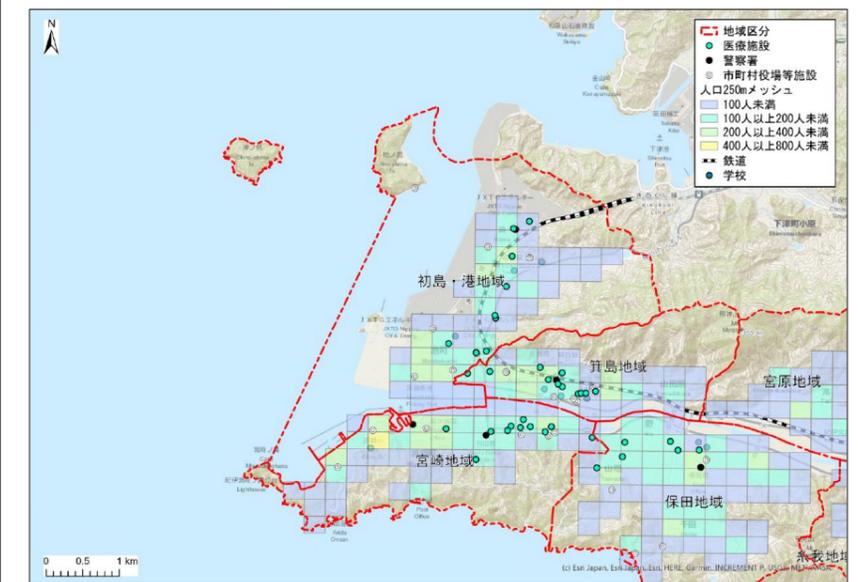
【課題図】災害リスクと建物の立地



【被害の特徴】

- ・初島・港地域の沿岸部（工場部）では、広い範囲で浸水深 1.0m以上、3.0m 未満の津波浸水が想定されている。
- ・住宅密集地の初島町港周辺でも、広い範囲で浸水深 1.0m以上、3.0m 未満の津波浸水が想定されていることに加え、建物構造（木造・鉄骨造・軽量鉄骨造）が混在しているため、各家屋の被災状況が異なる（被災混在地区）となることが想定される。
- ・初島・港地域南東部の斜面および和歌山医療スポーツ専門学校の後背斜面等では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が分布しており、急傾斜地の崩壊、地すべり等のリスクが存在する。

【人口分布】【現地写真】



図：人口分布



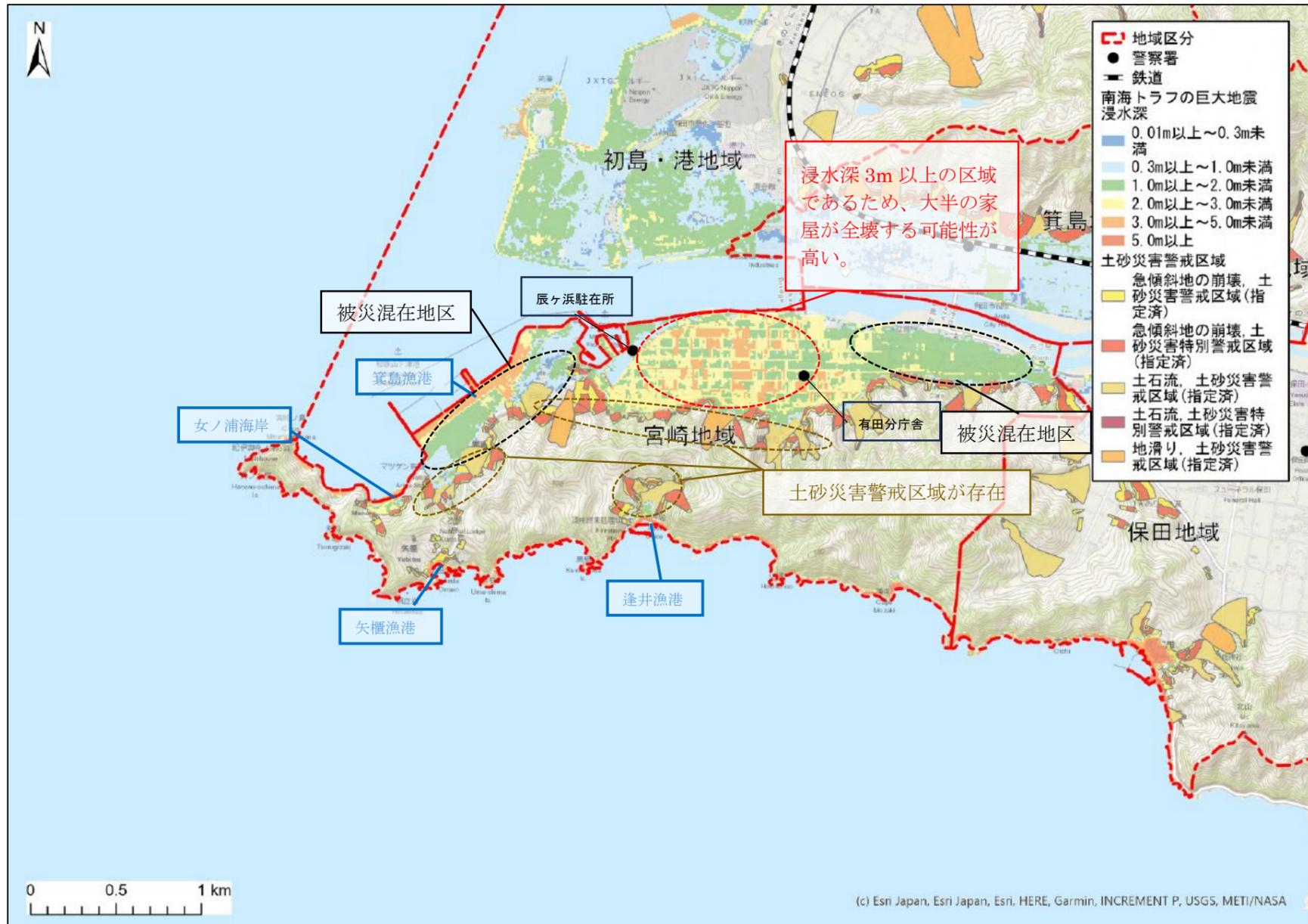
写真①：港町付近の街並み



写真②：新規整備された導流堤

地域名：宮崎地域

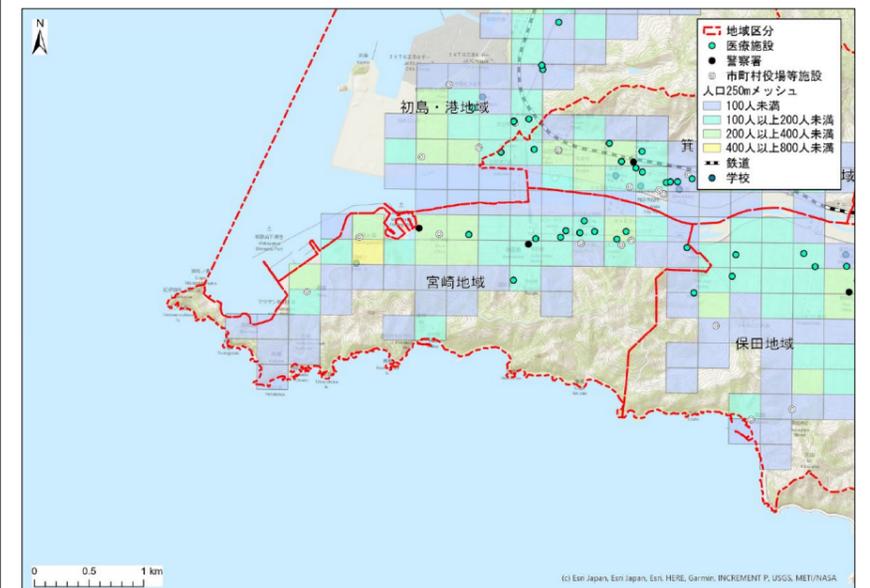
【課題図】災害リスクと建物の立地



【被害の特徴】

- ・宮崎地域の斜面南側の漁港周辺（逢井・矢櫃）では、浸水深 5.0m 以上の津波浸水が想定されている。また、箕島漁港・女ノ浦海岸では、浸水深 3.0m以上、5.0m 未満の津波浸水が想定されている。
- ・有田川左岸の住宅地では、広い範囲で浸水深 1.0m以上、5.0m 未満の津波浸水が想定されていることに加え、建物構造（木造・鉄筋コンクリ・軽量鉄骨造）が混在しているため、各家屋の被災状況が異なる（被災混在地区）となることが想定される。
- ・有田みかん海道の南北方向に走る斜面部では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が分布しており、急傾斜地の崩壊、地すべり等のリスクが高い。

【人口分布】【現地写真】



図：人口分布



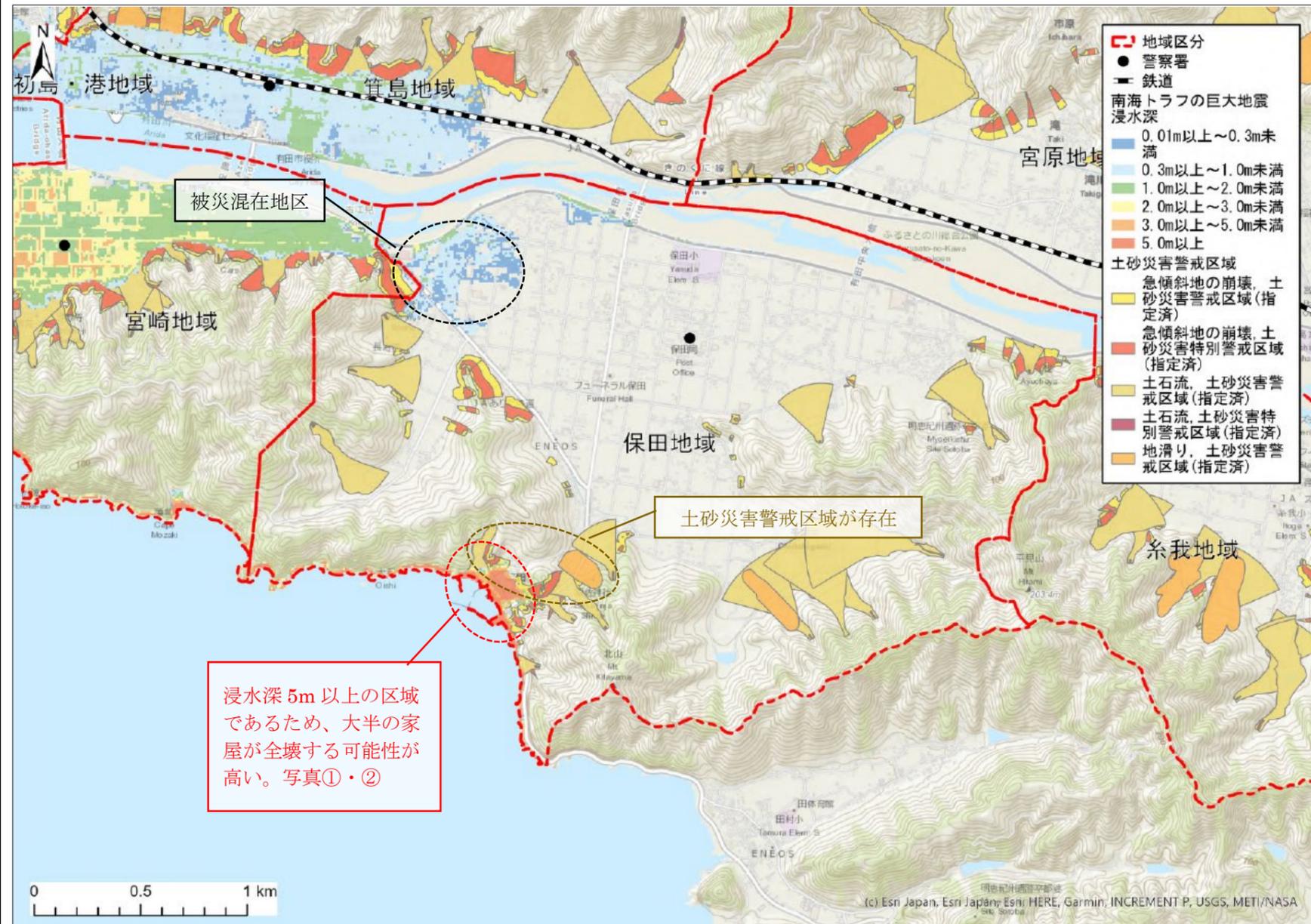
写真①：箕島漁港周辺の住宅街



写真②：矢櫃漁港

地域名：保田地域

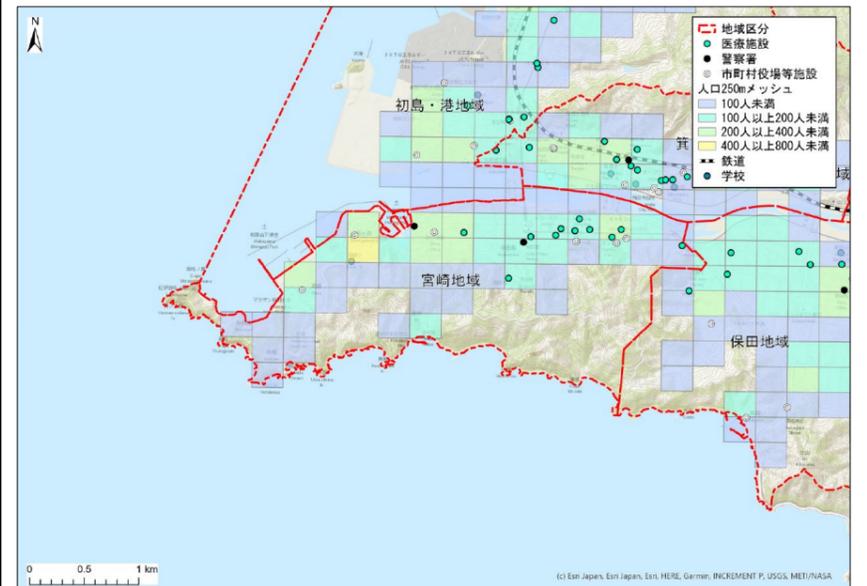
【課題図】災害リスクと建物の立地



【被害の特徴】

- ・保田地域の千田漁港周辺では、浸水深 5.0m 以上の津波浸水が想定されている。(市内最大の浸水深 10m が想定)。
- ・千田漁港の住家では、急傾斜地の崩壊による人家被害も想定される。
- ・有田川左岸の住宅地では、一部の範囲で浸水深 1.0m未満が想定されているが、他地域と比較すると浸水範囲は地域全体には及んでいない。

【人口分布】 【現地写真】



写真①：千田漁港①



写真②：千田漁港②

第4章 基本的な方針

本章では、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」の3つの観点及び具体的に考えるべき事項を踏まえ、各地区の復興の基本方針を示します（表 4-1・表 4-2）。

また、第3章で分析した課題に対して、発災後にいち早く復興に取り組めるように地区別の基本的な方針を示しています（表 4-3～表 4-6）。

なお、住宅地の復旧にあたっては、長期に至る事業期間が必要となるため、公共施設の空きスペース等に応急仮設住宅を整備します。

さらに、発災後は、本計画を活用し、市民や事業者や関係機関との協働による復興計画を早期に策定するとともに、事業の計画段階、実施段階等において意向把握（住民説明会の実施、住民意向アンケートの実施等）を行います。今後、復興までの全体像や取り組みの進め方に関して市民・事業者等や関係機関との情報共有を行います。

表 4-1 観点別地区別の復興方針（1/2）

観点	具体的に考えるべき事項	地域別の復興方針			
		箕島地域	初島・港地域	宮崎地域	保田地域
命を守るまちづくり	・居住エリアの配置方針検討	・現位置復旧 ・産業との近接性に配慮	・現位置復旧 ・産業との近接性に配慮	・移転（安全性が高まった地域では現位置復旧も検討） ・産業との近接性に配慮	・高台移転 ・産業との近接性に配慮
	・公共施設の配置方針検討、病院・高齢者施設、・児童福祉施設等の配置方針検討	・原位置復旧			
	・基盤整備方針検討	・沿岸道路（国道480号）の整備 ・（被災状況に応じて）区画整理による再編	・（被災状況に応じて）区画整理による再編	・（被災状況に応じて）区画整理事業による再編 ・県道171号（一線堤）の整備 ・三谷辰ヶ浜線（二線堤）配置検討 ・嵩上げもしくは高台移転の検討	・（被災状況に応じて）土地区画整理事業による再編

表 4-2 観点別地区別の復興方針 (2/2)

観点	具体的に考えるべき事項	地域別の復興方針			
		箕島地域	初島・港地域	宮崎地域	保田地域
暮らしやすさを高めるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 中心拠点（行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業機能集積などの都市機能を提供する拠点）、地域拠点（行政支所機能、診療所、食品スーパーなど主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点）の配置方針検討 土地の高度利用の検討・運用で解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 原位置復旧 			
	<ul style="list-style-type: none"> 拠点間を結ぶ道路網の充実と公共交通の再編方針検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市の玄関口である箕島地区と各拠点を沿岸部の道路（国道 42・480 号の配置検討）で連絡 			
	<ul style="list-style-type: none"> 点在する複数の小規模集落、既存コミュニティ及び文化や資源を踏まえた方針検討 	<ul style="list-style-type: none"> 既存コミュニティに配慮し、現位置復旧、 	<ul style="list-style-type: none"> 既存コミュニティに配慮し、現位置復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 既存コミュニティに配慮し、現位置復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 既存コミュニティに配慮し、現位置復旧、近接する高台への移転もしくは嵩上げの検討
産業を守るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 商業エリアの配置方針検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市の玄関口である箕島地区と各拠点を沿岸部の道路沿いの安全な地域で商業施設を復興 			
	<ul style="list-style-type: none"> 物流アクセス、観光資源アクセス、居住エリア、農業、水産加工業を踏まえた配置方針検討 	<ul style="list-style-type: none"> 生産の効率性等に配慮した復旧（農業、漁業ともに現位置復旧） 			

表 4-3 箕島地域における課題と対応方針

箕島地域における課題（第3章より）	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内では、浸水深0.3m以上、2.0m未満の津波浸水が想定されている。 ・交通の重要拠点である、箕島駅周辺も浸水が予想され、JR紀勢線の線路への被害が想定される。 ・国道42号、480号への浸水が想定されているため、道路利用者への被害が想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の津波対策 (既存道路構造物(国道480号)の嵩上げによる堤防整備)
<ul style="list-style-type: none"> ・箕島駅南西部の商業地域・準商業地域においては、建物構造(木造・鉄骨造・軽量鉄骨造)が混在しており、各家屋の被災状況が異なることが想定される。また、狭隘な道路が多く、地震の揺れによる道路途絶のリスクが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原位置復旧を基本とするが、被災状況に応じて区画整理により新たな団地の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・JR紀勢線の北側は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が広く分布しており、急傾斜地の崩壊、地すべり等のリスクが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクが低い土地への居住誘導について検討 ・土砂災害警戒区域における対策工事の実施

表 4-4 初島・港地域における課題と対応方針

初島・港地域における課題（第3章より）	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 初島・港地域の沿岸部（工場部）では、広い範囲で浸水深1.0m以上、3.0m未満の津波浸水が想定されている。 住宅密集地の初島町港周辺でも、広い範囲で浸水深1.0m以上、3.0m未満の津波浸水が想定されていることに加え、建物構造（木造・鉄骨造・軽量鉄骨造）が混在しているため、各家屋の被災状況が異なる（被災混在地区）となることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 原位置復旧を基本とするが、被災状況に応じて土地区画整理により新たな団地の形成
<ul style="list-style-type: none"> 初島・港地域南東部の斜面および和歌山医療スポーツ専門学校の後背斜面等では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が分布しており、急傾斜地の崩壊、地すべり等のリスクが存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクが低い土地への居住誘導について検討 土砂災害警戒区域における対策工事の実施

表 4-5 宮崎地域における課題と対応方針

宮崎地域における課題（第3章より）	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 宮崎地域の斜面南側の漁港周辺（逢井・矢櫃）では、浸水深5.0m以上の津波浸水が想定されている。また、箕島漁港・女ノ浦海岸では、浸水深3.0m以上、5.0m未満の津波浸水が想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 女ノ浦海岸では住家の嵩上げもしくは高台移転 活動拠点の移動が困難なことから、付近の漁業従事者には付近の津波避難場所等における周知、訓練等を実施
<ul style="list-style-type: none"> 有田川左岸の住宅地では、広い範囲で浸水深1.0m以上、5.0m未満の津波浸水が想定されていることに加え、建物構造（木造・鉄筋コンクリ・軽量鉄骨造）が混在しているため、各家屋の被災状況が異なる（被災混在地区）となることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の津波対策 既存道路構造物（県道171号（宮崎古江見線））の嵩上げによる一線堤としての堤防整備 三谷辰ヶ浜線を二線堤として路線整備 被災状況に応じて、土地区画整理により新たな団地の形成 国道42号線沿いは商業用地が集積しており、原位置復旧
<ul style="list-style-type: none"> 有田みかん海道の南北方向に走る斜面部では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が分布しており、急傾斜地の崩壊、地すべり等のリスクが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクが低い土地への居住誘導について検討 土砂災害警戒区域における対策工事の実施

表 4-6 保田地域における課題と対応方針

保田地域における課題（第3章より）	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 保田地域の千田漁港周辺では、浸水深 5.0m 以上の津波浸水が想定されている。（市内最大の浸水深 10m が想定）。 	<ul style="list-style-type: none"> 嵩上げもしくは高台移転 活動拠点の移動が困難なことから付近の漁業従事者には付近の津波避難場所等における周知、訓練等を実施
<ul style="list-style-type: none"> 有田川左岸の住宅地では、一部の範囲で浸水深 1.0m 未満が想定されているが、他地域と比較すると浸水範囲は地域全体には及んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原位置復旧
<ul style="list-style-type: none"> 千田漁港の住家では、急傾斜地の崩壊による人家被害も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクが低い土地への居住誘導について検討 土砂災害警戒区域における対策工事の実施

4.1. 箕島地域

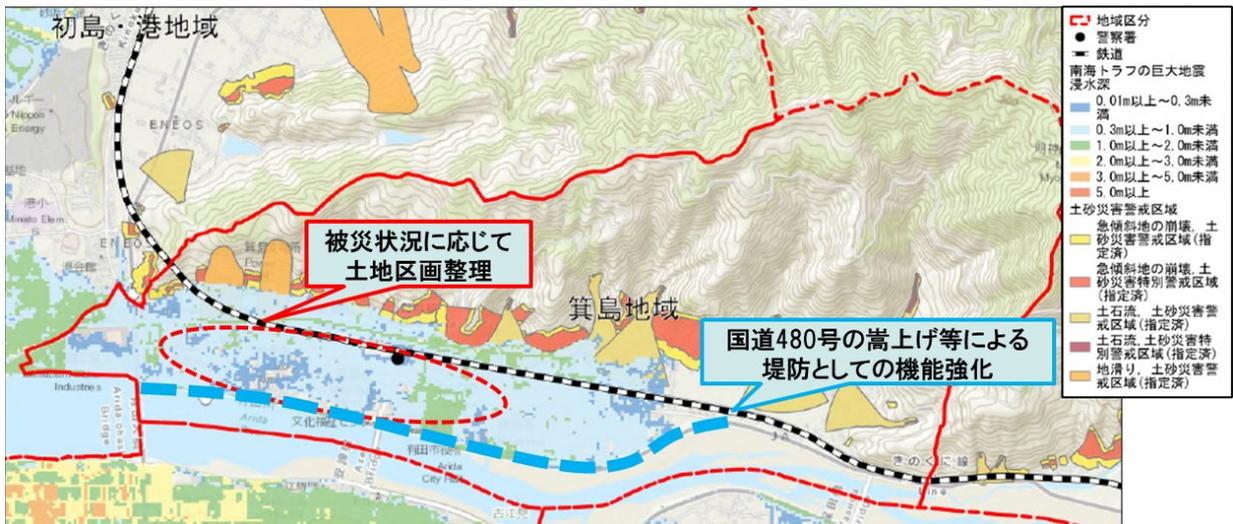
基本方針

有田川右岸の堤防機能強化および基盤整備による原位置復旧を基本方針とする。

JR 箕島駅周辺の既存市街地は、立地適正化計画において人口密度の維持による生活サービス・コミュニティ持続性の確保の観点から、「居住誘導区域」・「都市機能誘導区域」が設定されている。大正時代から当該地域に行政、業務、商業の機能集積が進んできた経緯を踏まえると、原位置復旧が望ましい。

国道 480 号は嵩上げ等によって堤防機能強化を図ることが望ましい。

市街地の生活道路（特に箕島駅南西側）は、ほとんどの道路の線形が複雑かつ幅員 4m 未満であり、公園等のオープンスペースが少なく、将来的な空き地増加が懸念されている。被災状況を踏まえて、一部の地域では、土地区画整理事業等を行い、新規路線を含めた基盤機能を強化し、災害に強いまちづくりを目指す。



※注：あくまでも復興イメージの一例であり、必ずしも災害時にこの通りの復興を実施するものではない。

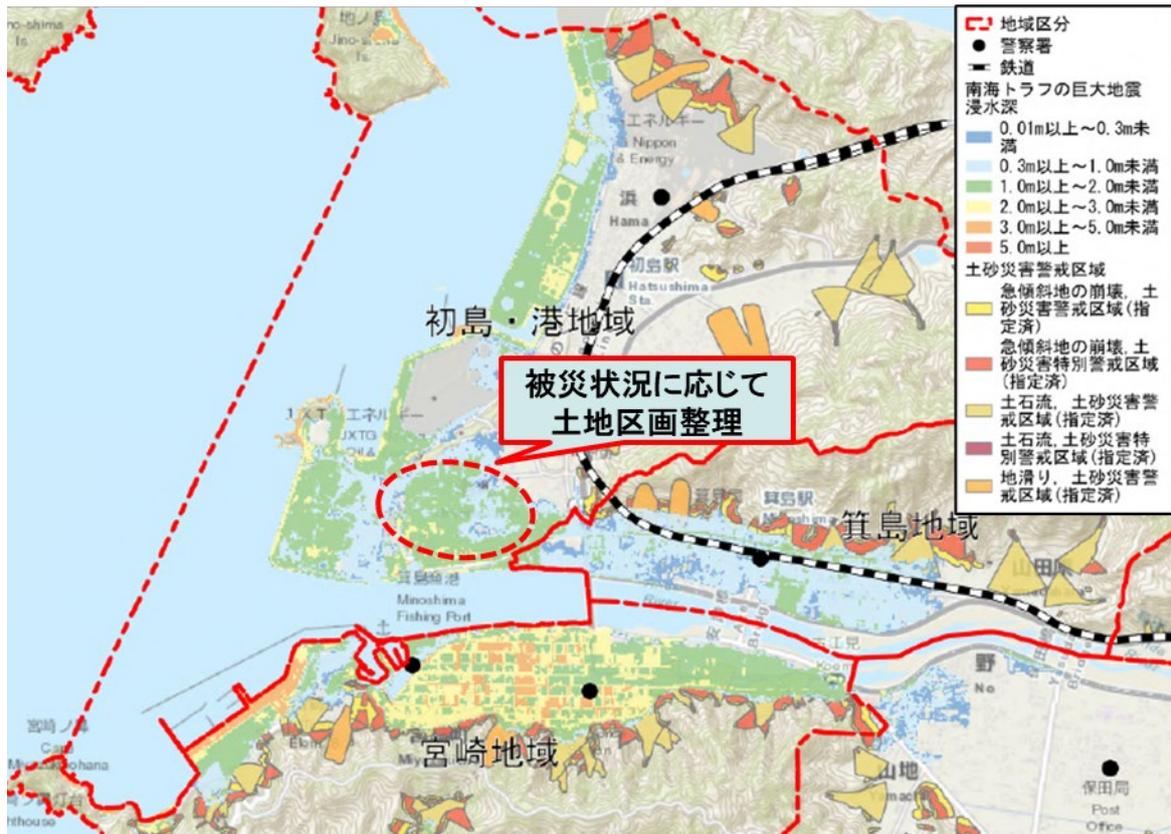
図 4.1 箕島地域の基本的な方針

4.2. 初島・港地域

基本方針

有田川右岸の堤防機能強化および基盤整備による原位置復旧を基本方針とする。

港地域では、広い範囲が「被災混在地区」となる可能性が高く、被災状況を踏まえて一部の地域では、土地区画整理事業等を行い、新規路線を含めた基盤機能を強化し、災害に強いまちづくりを目指す。



※注：あくまでも復興イメージの一例であり、必ずしも災害時にこの通りの復興を実施するものではない。

図 4.2 初島・港地域の基本的な方針

4.3. 宮崎地域

基本方針

有田川左岸の堤防機能強化および二線堤等を含めた基盤整備を実施し、宮崎地区の平野部を中心に被災状況に応じて土地区画整理を実施する。国道 42 号沿道は原位置復旧とする。箕島・逢井漁港は適切な斜面对策を実施の上で原位置復旧とする。矢櫃漁港は道路等の基盤整備も併せて実施する。女ノ浦海岸は嵩上げもしくは高台移転および適切な斜面对策を実施する。

宮崎町の平野部では広く浸水エリアが広がっているため、県道 171 号（宮崎古江見線）の嵩上げ等による堤防機能強化を図る。浸水深が 5m 近い沿岸部エリアは、防潮林や公園（※1）等の用途とする。三谷辰ヶ浜線を二線堤（※2）として整備する。

国道 42 号沿道は商業用地が集積しており、市街地整備方針では「沿道産業集積エリア」とされていたため原位置復旧とする。

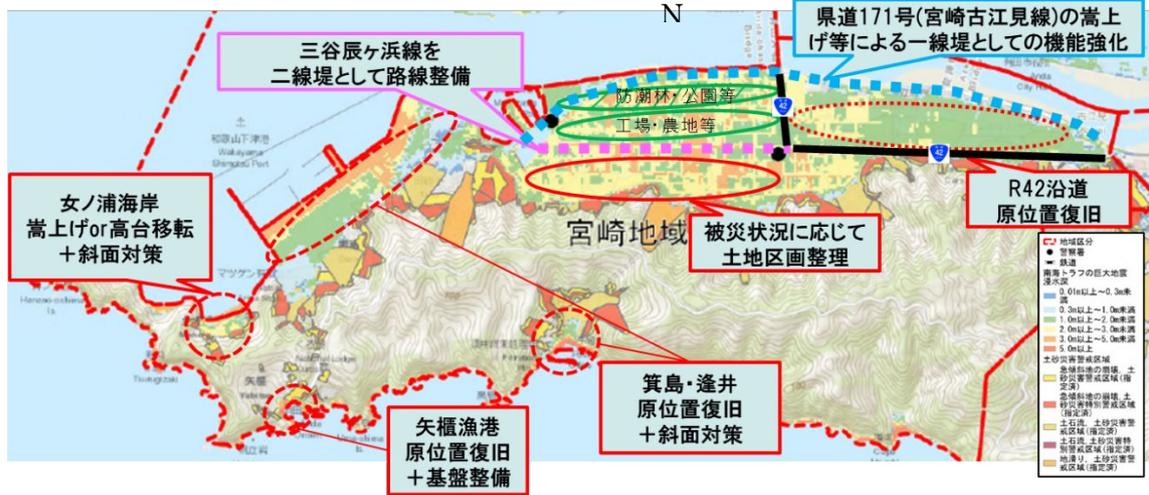
箕島・逢井漁港は住宅地の浸水戸数は少ないため原位置復旧を想定するが、箕島・逢井は土砂災害による被災リスクがあるため、適切な斜面对策を実施することとする。矢櫃漁港は車道でのアクセスが悪いため道路等の基盤整備を実施することとする。

女ノ浦海岸では浸水深が箕島漁港と比較すると高いため、宅地部分は土地の嵩上げもしくは高台移転を行う。

（※1）公園は、東日本大震災の事例を参考に「地震津波被害の後世への伝承」や「祈りの場」として位置づけを想定する。

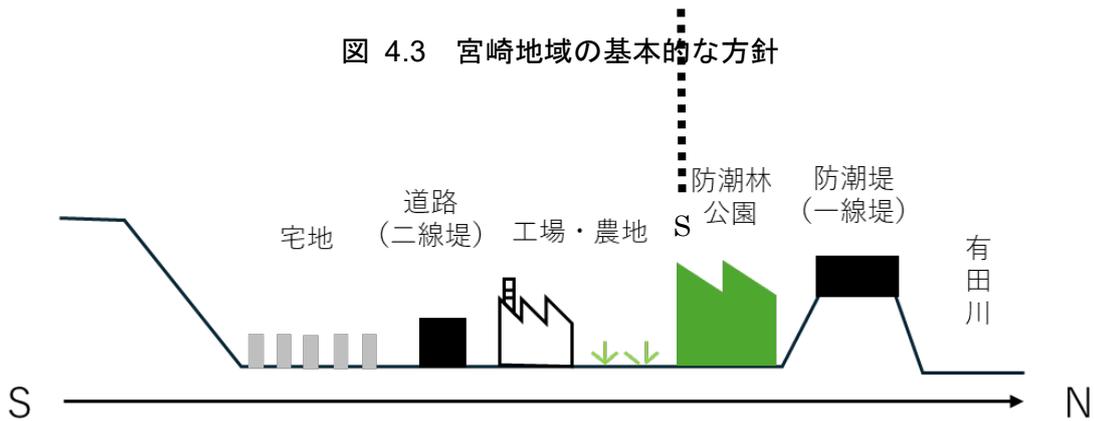
（※2）二線堤とは、本来河川堤防背後の堤内地に築造される堤防のことを言う。万一、本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たすものであるが、大規模災害における「二線堤」とは、海岸部から離れた場所に線状に延びる嵩上げ道路や高台の公園緑地で整備するものである。（出典：四国地方整備局資料を一部改変）

図 4-4 断面



※注：あくまでも復興イメージの一例であり、必ずしも災害時にこの通りの復興を実施するものではない。

図 4.3 宮崎地域の基本的な方針



※注：あくまでも復興イメージの一例であり、必ずしも災害時にこの通りの復興を実施するものではない。

図 4.4 宮崎地域平野部 概略まちづくり断面図

4.4. 保田地域

基本方針

有田川左岸の堤防強化による原位置復旧を基本方針とする。千田漁港は、産業拠点である漁港にできるだけ近い高台への移転もしくは嵩上げを基本方針とする。

野地区では、国道 42 号の嵩上げ等による堤防機能強化を図りつつ、住宅地の浸水戸数は少ないため原位置復旧を想定する。

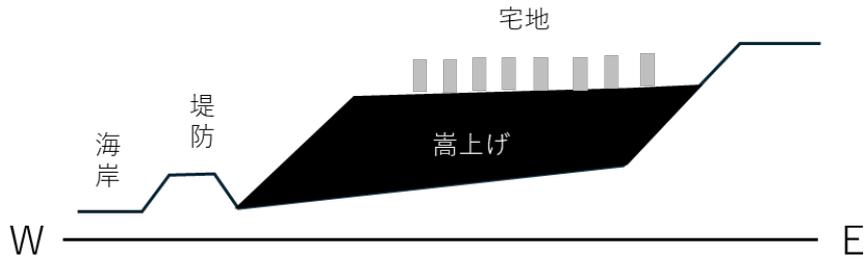
高田地区千田漁港では、低層住宅を中心として漁業に係る文化的景観が形成されているため、景観の保全を図りつつ、住民の命を守る観点から居住地の高台移転もしくは土地の嵩上げを行う。高台の土砂災害リスクが高いため、適切な斜面对策等を実施する。



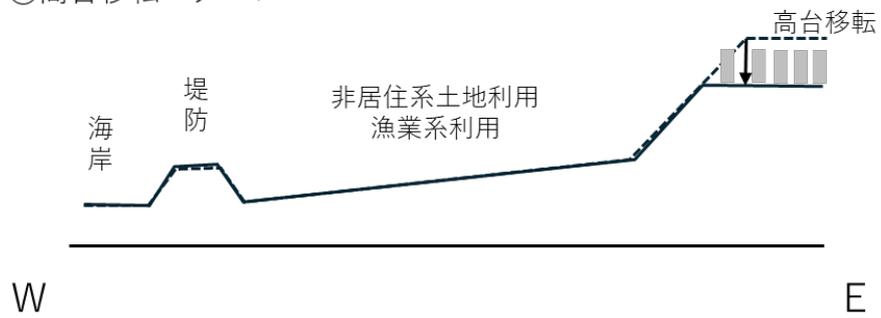
※注：あくまでも復興イメージの一例であり、必ずしも災害時にこの通りの復興を実施するものではない。

図 4.5 保田地域の基本的な方針

①嵩上げパターン



②高台移転パターン



※注：あくまでも復興イメージの一例であり、必ずしも災害時にこの通りの復興を実施するものではない。

図 4.6 保田地域千田漁港 概略まちづくり断面図